

## 独立行政法人、公益法人等の冗費の削減について

### 【独立行政法人】

- 独立行政法人に対して、今年度予算執行以降の事業運営に関し、主に次の事項を要請。

#### <支出の無駄削減関係>

- ・ 無駄削減・業務効率化に関する取組の人事評価への反映など自律的な取組  
※ 人事評価制度において、厚生労働省の取組（「コスト意識・ムダ排除」を評価する仕組み）に準じた仕組みを導入
- ・ レクリエーション経費の廃止
- ・ 公用車・業務用車の効率化
- ・ タクシー使用の適正化
- ・ 大臣から「厚生労働省における行政経費の節約に向けた取組」として指示された事項

#### <契約の適正化関係>

- ・ 平成21年11月17日の閣議決定を踏まえ、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約状況をチェックする等、契約の適正化を行うこと。（詳細については、閣議決定後、別途要請する。併せて、契約を原則として一般競争入札（最低価格落札方式）によること等を要請。）
- 平成21年度終了後に、要請を踏まえた取組状況及び支出削減結果（平成20年度決算との比較）の報告を求めた上で、厚生労働省において精査を行い、必要に応じ是正のための措置を要請。あわせて、大臣に報告の上、公表を検討。

### 【公益法人】

- 定期の立入検査時に、高額な交際費や事務所の賃貸に経費を支出していないか等のチェックを行い、特に、総支出額に占める管理費の割合が2分の1超となっている法人については、これらを解消するよう指導。

### 【認可法人・特別民間法人】

- 独立行政法人への要請を参考にして、支出の無駄削減に向けた取組を実施する旨を要請。

厚生労働省発総1120第5号  
平成21年11月20日

各独立行政法人、認可法人、特別民間法人所管部局長 殿

大臣官房長  
(公印省略)

独立行政法人、認可法人、特別民間法人の冗費の削減について (依頼)

標記については、大臣から、平成22年度予算案編成作業にかかわる指示として、「所管の独立行政法人、公益法人、認可法人、指定法人等に冗費が生じていないか厳密に検証すること。」との指示があったところである。

ついては、冗費の削減のための取組として、所管の独立行政法人に対し、遺漏なく、下記のとおり要請していただくようお願いする。また、所管の認可法人及び特別民間法人に対し、下記の所管の独立行政法人への要請内容を参考に、支出の無駄削減に向けた取組を実施していただくよう依頼をお願いする。

なお、今後、平成21年度における要請事項に対する取組の状況やその結果について、報告を求めることを申し添える。

## 記

### 1. 無駄な支出の削減

業務経費に生じる不要な支出の削減を図るため、無駄削減・業務効率化に関する取組の人事評価への反映など自律的な取組のための体制整備を行うとともに、レクリエーション経費の廃止、公用車・業務用車の効率化、タクシー使用の適正化に加え、大臣から「厚生労働省における行政経費の節約に向けた取組」として示された事項など、不要な支出の削減を行うこと。

具体的な取組としては、別紙1のとおりであること。

### 2. 契約の適正化による無駄な支出の削減

平成21年11月17日の閣議決定（別紙2）を踏まえ、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、独立行政法人の契約の点検、見直しを行うとともに、原則として一般競争入札（最低価格落札方式）によること、一者応札・一者応募の改善方策を策定すること等、契約の適正化を行うこと。具体的な方法等については、別途、要請を行うことを申し添える。

## 無駄な支出の削減のための取組

## ＜無駄削減に向けた職員の意識改革に関する事項＞

- ① 人事評価制度において、無駄を削減し、業務をより効率的に行う取組を職員の評価に反映されるようにするため、別添 1 の厚生労働省の人事評価における取組（「コスト意識・ムダ排除」を評価する仕組み）に準じた仕組み（「業績評価に係る目標設定の留意事項」の 2 の部分）を導入すること。また、これを職員に周知し、職員の意識改革を行うこと。
- ② 職員から無駄削減に関する提言を募集し、有効な無駄削減に資する提言については、職員に周知のうえ、取組として実践すること。
- ③ 無駄の削減に取り組む責任者・担当者を定め、関係者が連携・協力できる体制を構築すること。

## ＜効率化等に関する事項＞

- ① 公用車及び業務用車の効率化を進めること。
- ② 事務用品の一括調達、コピー機等の複数年度のリース契約等公共調達の効率化に資する取組を一層推進すること。
- ③ 割引運賃及びパック商品の利用を徹底し、出張旅費の削減に取り組むこと。
- ④ タクシー利用については、使用簿の設置の義務付け、使用時間の制限、同方向の職員の相乗りの励行、タクシー券利用者の実際の退庁時刻を把握するための打刻の実施、領収書（レシート）の提出の義務付け、など厳格な管理を行うこと。
- ⑥ レクリエーション経費を廃止すること。

## ＜大臣指示に関する事項＞

- ① 別添 2 の「厚生労働省における行政経費の節約に向けた取組」を徹底すること。

写

人発0930第11号  
平成21年9月30日

各内部部局の長 }  
外局の長 } 殿

大臣官房人事課長  
(公印省略)

人事評価の実施について

厚生労働省の人事評価については「厚生労働省人事評価実施規程(厚生労働省訓第30号)」(以下「実施規程」という。)に基づいて平成21年10月1日より実施することとされたところである。

今般、実施規程第16条の規定に基づき、人事評価の実施について別紙のとおり定めたのでこれにより取り扱われたい。

## 1. 人事評価の実施の除外

以下の職員については人事評価の実施から除外される。

- (1) 非常勤職員。但し、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員を除く。
- (2) 臨時的職員のうち、人事評価の結果を給与等へ反映する余地のない者。具体的には、以下の例のとおり、任用期間が短期間であり人事評価の一連の手続を完了できない場合並びに任用（採用）月日及び任用期間によって人事評価結果を反映する機会が全くない場合をいう。

（例）

- ・採用月日：当該年11月1日
- ・任用期間：当該年11月1日～翌年3月31日（5ヶ月）
- ・当該年の勤勉手当（12月）、昇給（1月）：基礎となる人事評価結果なし。
- ・翌年の勤勉手当（6月）：退職月日が基準日前の1ヶ月を超えるため支給なし。

## 2. 補助者の指定

評価者及び調整者は必要に応じてそれぞれの補助者を指定することができる。評価補助者を設定した場合は被評価者に、調整補助者を指定した場合は評価者及び被評価者に対してその旨を周知すること。周知の方法は口頭、電話、文書、メール等で行うこととし、部局等の単位でまとめて周知しても差し支えない。

## 3. 人事評価記録書

実施規程別表第2「第10条の職員」にて規定された職員については人事評価記録書様式（幹部職員）を用い、その他の職員については人事評価記録書様式（一般職員）を用いること。

## 4. 目標設定

被評価者は業績評価に係る人事評価記録書に業務内容及び目標（いつまでに、何を、どの水準まで）を記載し、評価者に提出すること。なお、目標設定に際しては別添1「業績評価に係る目標設定の留意事項」に留意すること。

## 5. 評価期間中の対応

評価者については別添2「職務行動記録メモ」を配布するので適宜活用すること。

## 6. 評価期間中の人事異動

評価者及び被評価者に係る評価期間中の人事異動について、評価者が異動する場合、当該評価者が評価を行う被評価者に係る人事評価記録書を後任の評価者に引き継ぐこととし、被評価者が異動する場合は、異動元の評価者は異動先の評価者に当該被評価者の人事評価記録書を回送する。この際、以下（１）及び（２）の場合人事評価記録書に全体評語の仮記載を行うこと。なお、自己申告後、評価期間末までに評価者及び被評価者が異動する場合については、当該評価期間について異動後の評価者は特段の事由がない限り、異動前の評価者が付した全体評語の仮記載を尊重すること。

（１） 評価者が、業績評価又は能力評価の各評価期間の半分を経過した後に人事異動又は退職する場合。

（２） 被評価者が、業績評価又は能力評価の各評価期間の半分を経過した後に評価者を異にする人事異動をする場合。

異動の日	業績評価	能力評価
4月1日～6月末日	×	○
7月1日～9月末日	○	○
10月1日～12月末日	×	×
1月1日～3月末日	○	×

※表中の○は全体評語の仮記載を行い必要に応じて所見を引き継ぐ、×は全体評語の仮記載は行わず必要に応じて所見を引き継ぐ。

※評価期間の初日が異動の日の場合（業績評価は4月1日及び10月1日、能力評価は10月1日）を除く。

## 7. 評価者による評価

評価者は、個別評語、全体評語それぞれについて可能な限り所見欄に所見を付すこと。また、全体評語について標準より下位の評語を付す際には必ずその理由を具体的に所見欄に記載しなければならないこと。

## 8. 調整者による調整

調整者は、調整を行い全体評語を変更する場合可能な限り所見欄に所見を付すこと。但し、調整の結果標準より下位の評語に変更する場合には必ずその理由を具体的に所見欄に記載しなければならないこと。

## 9. 評価結果の開示

評価結果の開示は全体評語のみとし、文書又は口頭で行うこととする。また、電話等の通信手段を以て評価結果の開示を行うことも可とする。また人事評価記録書を被評価者に

開示しないこと。

#### 10. 面談

官署が離れている等の事情がある場合、電話等の通信手段を以て面談を行うことができる。

#### 11. 苦情相談員

各部局等人事担当者は、所属職員に対して苦情相談員を設置した旨、周知すること。

#### 12. その他必要な事項

実施規程別紙3実施要領のVIその他4「休職中の職員その他人事管理上配慮が必要な職員の場合」でいう「休職」については、休業及び休暇が含まれること。

## 業績評価に係る目標設定の留意事項

### 1. 目標設定数の基本的考え方

- ・ 3個以上を基本とし5個以内の目標を定めること。
- ・ 目標設定に当たっては、被評価者が自らの属する組織（局・部・課・室・係等）の目標との整合性に配慮しつつ、出来る限り定量的な目標の設定に努めること。特に、既存の指標を活用しても定量的な目標（数値目標）を設定することが困難な場合であっても、自らの業務全体を検証し、定量化に向けた手掛かりを追求すること。

### 2 「コスト意識・ムダ排除」、「制度改善」、「情報収集・公開」の視点による目標設定について

- ・ 行政組織における「コスト意識・ムダ排除」等について、課室長級以上の管理者自らが目標を立て、期間を区切って効果的に取組を推進する。
- ・ 課室長級以上の管理者が設定した目標（組織目標）を踏まえて、課長補佐、係長等の部下職員が順次それぞれの職位や役割分担に応じた目標に細分化・具体化する（組織目標をブレイクダウンする）こと。
- ・ 具体的な組織（局・部・課・室）の管理者の目標例としては次のとおり。

#### (1) 「コスト意識・ムダ排除」関係

##### ① 制度の企画立案に業務の主眼を置く組織（局・部・課・室）の管理者の目標例

「〇〇制度の見直しに当たり、活用状況が低調な△△補助金や××交付金等について改善・廃止を含めて検討し、期末に成果を数字で示せるようにする」

「〇〇制度の見直しに当たり、必要性の低い規制の廃止、ニーズに応じた改善について検討し、期末に成果を数字で示せるようにする」

##### ② 制度の運用に業務の主眼を置く組織（局・部・課・室）の管理者の目標例

「△△補助金や××交付金の支出の決定に当たり、□□□の工夫改善を加え、期末までに施行するとともに、その成果を数字で示せるようにする」

「〇〇制度の運用に当たり、必要性の低い手続の簡素化や廃止について検討し、期末までに結論を得るとともに、その成果を数字で示せるようにする」

「事務事業の執行に要する経費全体としての節減・効率化に努め、組織（局・部・課・室）で前年度に比べ〇円程度を節減する」

##### ③ 特に、予算の編成・執行業務に関連する組織（局・部・課・室）の管理者の目標例

「政策効果が十分発揮されていない可能性のある〇〇事業について、必要性、有効性、効率性の観点から見直しを行い、期末に成果を数字で示せるようにする」

「〇〇事業の実施に当たっては、必要性を十分精査して適正な執行を行い、期末に成果を数字で示せるようにする」

「物品購入等に要する経費の削減及び工事等発注における効率的調達に努めることにより、前年度に比べ〇円程度を節減する」

「所管の独立行政法人等及び公益法人等への支出を見直すとともに団体の運営の効率性を高め、期末に成果を数字で示せるようにする」

## (2) 「制度改善」関係

### ①制度の企画立案に業務の主眼を置く組織（局・部・課・室）の管理者の目標例

「新しい〇〇制度の導入（又は△△制度運用の見直し）に向けて、影響をあらかじめ詳細に予想し、当該予想結果を事前に取り込み、導入時に混乱の少ない制度設計を行う」

### ②制度の運用に業務の主眼を置く組織（局・部・課・室）の管理者の目標例

「〇〇制度の不備について、制度運用の第一線及び利用者からの意見を踏まえて検証し、期末までに是正を図る」（アフターサービスの考え方の導入）

## (3) 「情報収集・公開」関係

国民の生命・財産にかかわる事案を所管する組織（局・部・課・室）の管理者の目標例

「国民の生命・財産にかかわる事案については、自発的に調査を実施し、調査結果を速やかに公表する」

## 3. 「業務の簡素合理化による超過勤務縮減」に係る目標設定について

公務員制度改革に係る「工程表」（平成21年2月3日国家公務員制度改革推進本部決定）及び人事評価の基準、方法等について（平成21年3月6日総務省人事・恩給局長通知）の要請を踏まえ、課室長級以上の管理者については「（課室等）業務の簡素合理化による超過勤務縮減」という目標を盛り込むこと。

職務行動記録メモ

記録期間：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

対象者：氏名 \_\_\_\_\_ 記録者：氏名 \_\_\_\_\_

I 業績評価

期間中の行動事実・実績等	
(時期等)	(内容や目標等との関係等)

II 能力評価

期間中の行動事実・実績等	
(時期等)	(内容や評価項目及び行動との関係等)

## 厚生労働省における行政経費の節約に向けた取組

### <消耗品・備品等>

- ・ コピーやプリントアウトの際の両面印刷の徹底、集約印刷の活用
- ・ 事務用品の一括調達、合同庁舎単位での一括調達、コピー機等の複数年度のリース契約等の公共調達の効率化の推進
- ・ 備品については、継続的使用の周知徹底

### <公用車>

- ・ 公用車の計画的削減
- ・ 運転委託業務の導入による人件費削減
- ・ 共用自転車を導入し、庁舎周辺での移動は公用車の使用削減
- ・ 公用車のアイドリングストップやエコドライブの推奨

### <タクシー代>

- ・ タクシー利用規程の厳格化や相乗りの励行等によるタクシーの利用制限

### <光熱費>

- ・ 昼休み時間における執務室や庁舎内通路の消灯
- ・ 階段照明の人感センサー導入や執務室照明スイッチ細分化の推進
- ・ 職員の利用状況を踏まえ20時以降のエレベータの運転数の制限
- ・ 近隣階へのエレベータの利用自粛と階段利用の推奨
- ・ 冷房利用時の28度設定など、冷暖房の利用の制限

### <超過勤務手当>

- ・ 厚生労働省一斉定時退庁日を推進し、業務に支障がない限り、夜20時以降の残業縮減、消灯の徹底
- ・ 国会関係業務における当番制の導入など、職員の業務の分担を図る

### <出張>

- ・ 割引運賃及びパック商品の利用を徹底し、出張旅費の更なる削減

### <レクリエーション経費>

- ・ 原則すべて廃止

### <その他>

- ・ 民間の経費節減方策など、先進事例の積極的な導入

上記取組を引き続き推進し、今後も積極的に庁費等の節約に取り組む。

## 独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて

〔平成21年11月17日〕  
閉 議 決 定

独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）とすることとしているが、競争性のない随意契約に対する厳しい批判に加え、一般競争入札等に移行しても一者応札・応募となっており、実質的な競争性が確保されていないのではないかといった指摘も引き続き存在する。このため、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、以下の取組を行うことにより、点検、見直しを行うこととする。

## 1. 点検・見直しを行うに当たっての主な観点

独立行政法人の契約について厳格に見直しが行われるよう、各独立行政法人及び各府省は、以下の観点等により点検し、見直しを行う。

- (1) 競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているか。
- (2) 競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しが検討できないか。
- (3) 契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているといえるか（一者応札・応募となっている案件については、一者応札・応募の改善方策が適当か、国や他の法人の取組も参考に更に検証する。特に、仕様書の内容など具体的な条件の設定については、真に競争性を確保する観点から具体的かつゼロベースで検証を行う。）。

(注) 一者応札・応募の改善に向け、例えば、以下のような観点から十分な改善が行われているかを検証する。

- 仕様書内容の見直し
- 入札参加要件の緩和
- 公告期間の十分な確保
- 業務等準備期間の確保
- 契約情報提供の充実
- 電子入札システムの導入
- 一者応札・一者応募案件の事後点検体制の整備

## 2. 点検・監視体制と作業の手順

### (1) 各独立行政法人における監視体制の整備と点検及び見直し

主務大臣は、各独立行政法人に対し、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、上記1.の観点に沿って契約の点検及び見直しを行い、その結果を主務省に提出するよう要請する。その際、「契約監視委員会」を構成する外部有識者を各独立行政法人が指名するにあたっては主務大臣の了解を得ることとし、また、「契約監視委員会」の審議概要を公表するよう要請する。

### (2) 主務大臣による点検

主務大臣は、各独立行政法人の「契約監視委員会」で行われた点検及び見直しの結果について点検を行う。また、主務大臣はその点検結果を反映した見直しを行うよう各独立行政法人に要請する。

### (3) 主務大臣から総務大臣への報告

主務大臣は、主務大臣による点検結果を反映した各独立行政法人における点検及び見直しの結果を総務大臣に報告する。各府省及び各法人は、総務大臣に報告した結果をウェブサイトにて公表することとし、総務省はそれらを取りまとめ、公表する。

## 3. 点検対象とスケジュール

(1) 計画的に独立行政法人の随意契約の見直しを行っていくため、主務大臣及び各法人は、20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約について、上記1.の観点に沿って点検、見直しを行い、各法人は新たな随意契約等見直し計画を策定する。また、20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約についても同様の点検、見直しを行う。各府省及び各法人はこれらの結果を22年4月末日途に公表する。

(2) 3.(1)の作業と同時に、今回の点検、見直しの趣旨を速やかに反映するため、主務大臣及び各法人は、21年度末までに契約締結が予定されている調達案件についても、真に競争性を確保できるよう、新規案件を含めて1.の観点に沿って事前に点検し、各法人は点検結果を受けて見直しを行う。各府省及び各法人はその結果を22年4月末日途に公表する。

## 4. フォローアップ

主務大臣及び各法人（契約監視委員会）は、上記点検、見直し後においても、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

2009年10月19日

## H22年度 厚生労働省予算案編成作業にかかわる指示

厚生労働大臣 長妻昭

H22年度厚生労働省予算案の編成作業に当たっては、引き続き、以下を基本とする既存予算の徹底的な見直しを実施すること。

## 1. 基本的姿勢

- ①既存予算にあつては給付費・義務的経費であっても、給付体制・事務執行体制の効率化などによる経費の節減に最大限の努力を行うこと。
- ②給付費・義務的経費以外の経費については、聖域を設けることなく見直しを実施すること。

## 2. 個別経費にかかわる方針

- ①水道施設整備を中心とする公共事業関係については、原則として2割削減する。
- ②厚生労働省（外局を含む）、関連独立行政法人の施設整備については、必要不可欠なものに限定する。
- ③事業委託、物品調達など契約に基づき国が支出する事業については、入札改革、調達方法の見直しなどでコストを2割削減する。
- ④各種のシステムにかかわる経費（開発費、利用費、リース料など）は2割削減する。
- ⑤厚生労働省（外局、地方支分部局を含む）の運営にかかわる経費、職員の業務執行にかかわる経費を、業務執行の効率化等によって、減額すること。
- ⑥国家公務員OBが在籍する公益法人、認可法人等への補助金は2割削減する。特に5代以上国家公務員OBが理事長、理事等の役職についている法人への補助金は、原則、禁止する。
- ⑦その他厚生労働省の予算にかかわるものであつて、国会で指摘を受けたもの、会計検査院から指摘を受けたもの、その他国民から疑問を呈された支出についてあり方を検証し、その結果を適切に予算に反映させること。
- ⑧所管の独立行政法人、公益法人、認可法人、指定法人等に冗費が生じていないか厳密に検証すること。また公益法人の内部留保にかかわる閣議決定に反するものについては、超過分を国庫に返戻するなどの措置により、今年度末までにその解消を図ること。
- ⑨厚労省所管の特別会計においても同様の見直しを実施すること。

平成21年10月30日  
内閣官房

## 独立行政法人役員の公募について

(お知らせ)

独立行政法人等の役員について、28法人50ポストの公募を10月30日(金)より開始しました。多くの方々に応募していただけるよう、独立行政法人及び所管府省のホームページに公募情報を掲載しております。また、内閣官房ホームページでも公募サイトを立ち上げ、公募ポストや法人の一覧を掲載しております。皆様からの応募をお待ちしております。

### 1. 独立行政法人役員公募の概要

独立行政法人の役員について、本年9月末に任期満了等となったポスト等のうち、公務員OBが就任していた28法人50ポストについて、後任者を公募により選考いたします。

内閣官房では、公募が行われる独立行政法人の役員ポストをお知らせする公募サイトをホームページに開設し、ポストの種類や内容をご紹介します。また、公募を行っている各独立行政法人のホームページへのリンクを用意いたしました。各独立行政法人のホームページでは、公募ポストについてより詳しい情報を記した職務内容書(ジョブ・ディスクリプション)や公募手続などを掲載しておりますので、ぜひ、御覧下さい。

### 2. 公募ホームページ

内閣官房独立行政法人役員公募サイト : [http://www.cas.go.jp/jp/doppou\\_koubo/index.html](http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/index.html)

### 3. 公募スケジュール

公 募 : 10月30日(金) ~ 11月25日(水)

選 考 : 11月26日(木) ~ 12月16日(水)

任 命 : 12月末以降

※1 スケジュールは予定ですので変更があり得ます。

※2 申し込み方法など詳しくは各独立行政法人又は各府省までお問い合わせ下さい。

#### 【連絡先】

内閣官房内閣総務官室(代表:03-5253-2111)

担 当 : 宮澤、三浦、前田、中山(85111)

## 今回公募を行う独立行政法人等の役員人事案件

○公募対象ポスト数 28法人 50名(常勤 28法人 46名 非常勤 4法人 4名)

	常勤	非常勤
<b>【内閣府】(公募 2法人 2名)</b>		
国民生活センター	1	
北方領土問題対策協会	1	
<b>【総務省】(公募 1法人 1名)</b>		
平和祈念事業特別基金	1	
<b>【外務省】(公募 1法人 1名)</b>		
国際協力機構	1	
<b>【財務省】(公募 2法人 3名)</b>		
造幣局	1	
日本万国博覧会記念機構	2	
<b>【文部科学省】(公募 5法人 8名)</b>		
防災科学技術研究所	1	
科学技術振興機構	1	
理化学研究所	1	
日本原子力研究開発機構	3	
日本私立学校振興・共済事業団(※)	2	
<b>【厚生労働省】(公募 4法人 9名(うち非常勤 2法人 2名))</b>		
勤労者退職金共済機構	4	
高齢・障害者雇用支援機構	1	
福祉医療機構	1	1
労働政策研究・研修機構	1	1

	常勤	非常勤
【農林水産省】(公募 3法人 6名(うち非常勤 1法人 1名))		
農畜産業振興機構	1	
農業者年金基金	1	1
農林漁業信用基金	3	
【経済産業省】(公募 3法人 5名)		
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	
原子力安全基盤機構	2	
情報処理推進機構(※)	2	
【国土交通省】(公募 7法人 15名(うち非常勤 1法人 1名))		
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4	
国際観光振興機構	1	1
水資源機構	2	
自動車事故対策機構	1	
空港周辺整備機構	2	
海上災害防止センター	1	
日本高速道路保有・債務返済機構	3	
合 計	46	4

※ 9月29日の閣議決定以降に追加となった案件

## 独立行政法人一覽(平成21年10月1日現在)

### 内閣府所管 4

- 国立公文書館
- 国民生活センター
- 北方領土問題対策協会
- 沖縄科学技術研究基盤整備機構

### 総務省所管 4

- 情報通信研究機構
- 統計センター
- 平和祈念事業特別基金
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

### 外務省所管 2

- 国際協力機構
- 国際交流基金

### 財務省所管 4

- 酒類総合研究所
- 造幣局
- 国立印刷局
- 日本万国博覧会記念機構

### 文部科学省所管 23

- 国立特別支援教育総合研究所
- 大学入試センター
- 国立青少年教育振興機構
- 国立女性教育会館
- 国立科学博物館
- 物質・材料研究機構
- 防災科学技術研究所
- 放射線医学総合研究所
- 国立美術館
- 国立文化財機構
- 教員研修センター
- 科学技術振興機構
- 日本学術振興会
- 理化学研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- 日本スポーツ振興センター
- 日本芸術文化振興会
- 日本学生支援機構
- 海洋研究開発機構
- 国立高等専門学校機構
- 大学評価・学位授与機構
- 国立大学財務・経営センター
- 日本原子力研究開発機構

### 厚生労働省所管 14

- 国立健康・栄養研究所
- 労働安全衛生総合研究所
- 勤労者退職金共済機構
- 高齢・障害者雇用支援機構
- 福祉医療機構
- 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 労働政策研究・研修機構
- 雇用・能力開発機構
- 労働者健康福祉機構
- 国立病院機構
- 医薬品医療機器総合機構
- 医薬基盤研究所
- 年金・健康保険福祉施設整理機構
- 年金積立金管理運用独立行政法人

### 農林水産省所管 13

- 農林水産消費安全技術センター
- 種苗管理センター
- 家畜改良センター
- 水産大学校
- 農業・食品産業技術総合研究機構
- 農業生物資源研究所
- 農業環境技術研究所
- 国際農林水産業研究センター
- 森林総合研究所
- 水産総合研究センター
- 農畜産業振興機構
- 農業者年金基金
- 農林漁業信用基金

### 経済産業省所管 11

- 経済産業研究所
- 工業所有権情報・研修館
- 日本貿易保険
- 産業技術総合研究所
- 製品評価技術基盤機構
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 日本貿易振興機構
- 原子力安全基盤機構
- 情報処理推進機構
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 中小企業基盤整備機構

### 国土交通省所管 20

- 土木研究所
- 建築研究所
- 交通安全環境研究所
- 海上技術安全研究所
- 港湾空港技術研究所
- 電子航法研究所
- 航海訓練所
- 海技教育機構
- 航空大学校
- 自動車検査独立行政法人
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 国際観光振興機構
- 水資源機構
- 自動車事故対策機構
- 空港周辺整備機構
- 海上災害防止センター
- 都市再生機構
- 奄美群島振興開発基金
- 日本高速道路保有・債務返済機構
- 住宅金融支援機構

### 環境省所管 2

- 国立環境研究所
- 環境再生保全機構

### 防衛省所管 1

- 駐留軍等労働者労務管理機構

合計 98 法人

(注1) ○印の法人は、特定独立行政法人(役職員が国家公務員の身分を有するもの(8法人))

(注2) 法人の名称の冒頭の「独立行政法人」は省略

## 独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について

〔平成21年9月29日〕  
閣議決定

独立行政法人及び特殊法人（以下「独立行政法人等」という。）の役員人事の在り方については、今後、独立行政法人等の抜本的な見直しや国家公務員制度改革の議論を踏まえた上で検討を行うこととしているが、それまでの間は、暫定的な措置として、以下により対応することとする。

なお、独立行政法人の役員のうち、所管大臣が任命権を有さない者については、各法人において以下の趣旨を踏まえた任免が行われるよう、所管府省から要請するものとする。

### 1 平成21年9月末に任期満了等となる独立行政法人等の役員人事

- (1) 所管大臣が、各法人の事業運営や役員数、報酬等について点検を行った上で、引き続き当該役員ポストの任命が必要と判断する場合には、内閣官房長官と協議の上、後任者の任命を行う。
- (2) 公務員の天下りに対する国民の厳しい批判等を踏まえ、公正で透明な人事を確保する観点から、①現在、公務員OBが役員に就任しているポストについて後任者を任命しようとする場合及び②新たに公務員OBを役員に任命しようとする場合には、公募により後任者の選考を行う。
- (3) 公募による役員の任命は、職務内容書（ジョブディスクリプション）の作成や外部の有識者による選考委員会の開催など選考の公平性及び透明性を十分に確保するために、3か月程度の期間をかけて（本年12月末までに）行う。

なお、現在役員に就任している者も含め、公務員OBからの応募も認める。

(4) 上記の作業に伴い、9月末までに後任者の任命を行うことは困難であることから、法人の運営に支障を生じるおそれがある場合には、公募による後任者の任命までの間、現任者の再任について、本人の同意を条件に、認める。

2 平成21年10月以降に任期満了等となる役員人事

上記1の取扱いに準じて、対応するものとする。

H22.1.13 公表

厚生労働省

[採用情報TOPへ](#)

## 「独立行政法人役員の公募に係る選考結果について」

平成21年9月29日の閣議決定「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」を踏まえ、厚生労働省所管法人の役員の公募を行いました。その選考結果の概要については以下1のとおりです。

また、厚生労働省が公募を行った監事の選考結果については以下2のとおり、各独立行政法人が公募を行った理事の選考結果については以下3のとおりです。

【公募ポスト: 監事(非常勤)2、理事7】(公募期間: 平成21年10月30日～平成21年11月25日)

## 1. 役員公募選考結果総括表

## 2. 厚生労働省が公募を行った役員ポスト

・独立行政法人福祉医療機構監事(非常勤)1名

→ 選考結果は[こちら](#)

・独立行政法人労働政策研究・研修機構監事(非常勤)1名

→ 選考結果は[こちら](#)

## 3. 各独立行政法人が公募を行う役員ポスト

・独立行政法人勤労者退職金共済機構理事 4名

→ 選考結果は[こちら](#)

・独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事 1名

→ 選考結果は[こちら](#)

・独立行政法人福祉医療機構理事 1名

→ 選考結果は[こちら](#)

・独立行政法人労働政策研究・研修機構理事 1名

→ 選考結果は[こちら](#)

(参考)選考委員会の属性について

関連ページ  
1～3

9、10

11、13

4～7(18再公募)

8(再公募)

9(再公募)

11、12

14、15

[採用情報TOPへ](#)

## 選考結果総括表

### 厚生労働省

役職		現任者				就任者			選考経過
		氏名	年齢	当初就任年月日	前職	氏名	年齢	現(前)職	
(独)勤労者退職金共済機構	理事(理事長代理) (建設業退職金共済事業担当)	とくやま ただし 徳山 直	64	H20.7.1	国土庁長官官房審議官(計画・調整局担当) [OB] 東京海上日動火災保険(株)顧問	さくらい やすし 櫻井 康好	57	環境省自然環境局長 [OB] (財)建設経済研究所常務理事	応募総数 30名 ↓ 書類選考 (4名) ↓ 面接 (1名) ↓ 任命権者が選任 ↓ 大臣に協議*
(独)勤労者退職金共済機構	理事(総務担当)	すずき たかかず 鈴木 直和	62	H18.9.15	厚生労働省職業安定局長[OB]	ひがし けんぞう 東 健作	56	ドイツ証券(株)投資銀行本部マネージング・ディレクター	応募総数 61名 ↓ 書類選考 (6名) ↓ 面接 (2名) ↓ 任命権者が選任 ↓ 大臣に協議
(独)勤労者退職金共済機構	理事(中小企業退職金共済事業担当)	とらふま まさむね 等々力 正夫	59	H19.6.15	宮城労働局長[OB]	すがわら はるき 菅原 晴樹	57	(株)大和総研年金コンサルティング部参事 チーフコンサルタント	応募総数 82名 ↓ 書類選考 (7名) ↓ 面接 (2名) ↓ 任命権者が選任 ↓ 大臣に協議

\* 1名に絞り込む前の候補者の情報と併せて大臣に協議

役職		現任者				就任者			選考経過
		氏名	年齢	当初就任年月日	前職	氏名	年齢	現(前)職	
(独)勤労者退職金共済機構	理事(清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業担当)	なるせ 昭夫 鳴瀬 昭夫	59	H20.7.18	財務省主計局司計課長(兼)会計センター次長[OB]			再公募	応募総数 23名 ↓ 書類選考 (3名) ↓ 面接 (1名) ↓ 任命権者が大臣と協議*
(独)高齢・障害者雇用支援機構	理事(職業リハビリテーション関係業務(障害者職業総合センター)担当)	いけだ 道郎 池田 道郎	59	H19.9.7	愛知労働局長[OB]			再公募 (新理事就任まで暫定的に再任)	応募総数 43名 ↓ 書類選考 (6名) ↓ 面接 (1名) ↓ 任命権者が大臣と協議*
(独)福祉医療機構	理事	あおやま 親房 青柳 親房	56	H21.9.3	九州厚生局長[OB]			再公募 (新理事就任まで暫定的に再任)	応募総数 56名 ↓ 書類選考 (4名) ↓ 面接 (1名) ↓ 任命権者が大臣と協議*

\*1名に絞り込む前の候補者の情報と併せて大臣と協議

役職		現任者				就任者			選考経過
		氏名	年齢	当初就任 年月日	前職	氏名	年齢	現(前)職	
(独)福祉医療機構	監事 (非常勤)	欠員							応募総数 45名 ↓ 書類選考 (6名) ↓ 面接 (3名) ↓ 任命権者が選任
(独)労働政策研究・ 研修機構	理事(管理・ 研修担当)	わかき 文男 わかき 文男	63	H19.8.25	東京労働局長[OB] (独)労働政策研究・研 修機構労働政策研究 所長	あざの 隆彦 あざの 隆彦	58	厚生労働省職業能力 開発局長[OB]	応募総数 115名 ↓ 書類選考 (7名) ↓ 面接 (4名) ↓ 任命権者が選任 ↓ 大臣に協議
(独)労働政策研究・ 研修機構	監事 (非常勤)	欠員				よしかわ 和行 よしかわ 和行	63	三井物産(株)内部監 査部特任監査人	応募総数 64名 ↓ 書類選考 (6名) ↓ 面接 (3名) ↓ 任命権者が選任

※任命権者  
「監事」… 大臣  
「理事」… 理事長

独立行政法人勤労者退職金共済機構役員名簿新旧対照表

役職	現任者						就任(予定)者			任命権者	発令(予定)日
	氏名	年齢	当初就任年月日	任期	任期満了年月日	前歴	氏名	年齢	前歴		
理事長	樋爪 龍太郎	69	H15.10.1	4	H23.9.30	大宮商工会議所会頭	再公募			厚生労働大臣	
理事 (理事長代理)	とくやま ただし 徳山 直	64	H20.7.1	2	H23.9.30	国土庁長官官房審議官(計画・調整局担当) 東京海上日動火災保険(株)顧問	さくらい やすし 櫻井 康好	57	環境省自然環境局長 (財)建設経済研究所常務理事	理事長	H22.1.1
理事	すずき ただかず 鈴木 直和	62	H18.9.15	2	H23.9.30	厚生労働省職業安定局長	ひがし けんさく 東 健作	56	ドイツ証券(株)投資銀行本部マネージング・ディレクター	理事長	H22.1.1
理事	とどろき まさお 等々力 正夫	59	H19.6.15	2	H23.9.30	宮城労働局長	すがわら はるまき 菅原 晴樹	57	(株)大和総研年金コンサルティング部参事チーフコンサルタント	理事長	H22.1.18
理事	なるせ あきお 鳴瀬 昭夫	59	H20.7.18	2	H23.9.30	財務省主計局司計課長(兼)会計センター次長	再公募			理事長	
監事	ひらなが けいひさ 弘永 幸久	60	H21.10.1	2	H23.9.30	(独)勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部業務運営部長	再公募			厚生労働大臣	
監事 (非常勤)	さとう 裕治 佐藤 裕治	47	H19.10.1	2	H23.9.30	(現職)監査法人大手門会計事務所社員	再公募			厚生労働大臣	

(独) 勤労者退職金共済機構理事長代理(建設業退職金共済事業担当)選任理由

本法人の使命は、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的に、事業主の相互共済の仕組みにより、手軽で安心、確実な退職金制度を運営することである。

そうした組織にあつて、本ポストには、そのミッションとして、建設業退職金共済事業本部に係る理事長の権限を代理し、職員を指揮監督し、確実な退職金支給のための各種取組や加入促進、資産運用等を効果的に実施するとともに、「契約の適正化」、「冗費の削減」といった独立行政法人の経営運営改革を的確に実施していくことが求められている。

本件公募に対しては、30人の応募があり、選考委員会による書類選考で4人に絞られた候補者について、選考委員会が面接を行った上で、適任と判断される1人を選び、任命権者である理事長に提示したところ、別途候補者と面接した理事長も、櫻井 康好氏を最適任と判断し、所管大臣との協議を経た上で選任したところである。

任命理由は、直接担当する建設業退職金共済事業について業界の実情を十分踏まえた上で効率的・効果的運営を図るとともに、確実な退職金支給のための取組強化、業務処理の簡素化・迅速化、加入促進対策の効果的実施など当法人の有する課題の解決に向けて、高いマネジメント能力やリーダーシップの発揮が期待できることである。特に、今後の独立行政法人の経営運営改革に当たっての重要課題として大臣から指示されている「契約の適正化」、「待遇の適正化」、「冗費の削減」等を先頭に立って進めることに強い意欲を示しており、理事長の補佐役として最適任者であると判断したものである。

## (独) 勤労者退職金共済機構理事 (総務担当) 選任理由

本法人の使命は、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的に、事業主の相互共済の仕組みにより、手軽で安心、確実な退職金制度を運営している。

そうした組織にあって、本ポストには、そのミッションとして、総務部の職員を指揮監督し、機構全体の人事や予算の責任者として各事業本部間の総合調整を図りながら、「契約の適正化」、「待遇の適正化」、「冗費の削減」等を的確に実施する必要がある。

本件公募に対しては、61人の応募があり、選考委員会による書類選考で6人に絞られた候補者について、選考委員会が面接を行った上で、適任と判断される者を2人選び、その中から選考委員会の意見も踏まえ、所管大臣との協議を経た上で、任命権者である理事長が東 健作氏を本ポストに選任したところである。

任命理由は、機構の総務担当理事として求められるマネジメント能力や的確に業務遂行を行うに足る知識、経験を有していると判断されることに加え、民間金融機関における企業金融や資産運用等の豊富な業務経験、米国の証券会社におけるトップマネジメントの経歴を活かし、当法人に新たな民間の発想を導入し、コストの削減や透明性、公開性の向上といった、今後、当法人に求められる経営運営改革に積極的に取り組んでいくことが期待できるためである。

(独)勤労者退職金共済機構理事(中小企業退職金共済事業担当)選任理由

本法人の使命は、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的に、事業主の相互共済の仕組みにより、手軽で安心、確実な退職金制度を運営している。

そうした組織にあって、本ポストには、そのミッションとして、中小企業退職金共済事業本部の職員を指揮監督し、確実な退職金支給のための各種取組や加入促進、資産運用等を効果的に実施するとともに、「契約の適正化」、「待遇の適正化」、「冗費の削減」等を的確に実施する必要がある。

本件公募に対しては、82人の応募があり、選考委員会による書類選考で7人に絞られた候補者について、選考委員会が面接を行った上で、適任と判断される者を2人を選び、その中から選考委員会の意見も踏まえ、所管大臣との協議を経た上で、任命権者である理事長が菅原 晴樹氏を本ポストに選任したところである。

任命理由は、年金・退職金制度に関する知識が豊富であり、当法人の行う業務の実情にも明るいこと、バランス感覚、説明能力、表現力も優れていることから、担当業務を的確に遂行することができると判断されることに加え、民間金融機関における営業や総合企画部門での経験、民間シンクタンクにおける年金・人事コンサルティング部門の責任者の経歴を活かし、共済契約者や被共済者に対するサービス、顧客満足度の向上や制度の一層の普及に向けた取組の強化など、事業運営の改革を積極的に進めていくことが期待できるためである。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構役員名簿新旧対照表

現任者						就任者			任命権者	発令日	
役職	氏名	年齢	当初就任年月日	任期	任期満了年月日	前歴	氏名	年齢			前歴
理事長	戸筈 莉和	62	H19.10.1	4	H23.9.30	厚生労働事務次官 (独)高齢・障害者雇用支援機構理事				厚生労働大臣	
理事 (理事長代理)	五月女 英介	64	H19.10.1	2	H23.9.30	三菱電機(株)上席常務執行役員国際部長				理事長	
理事	鏡山 幸彦	64	H20.7.1	2	H23.9.30	日立電子サービス(株)監査役				理事長	
理事	池田 道郎	59	H19.9.7	2	H23.9.30	愛知労働局長	再公募 (新理事就任まで暫定的に再任)			理事長	
理事	伊澤 章	53	H18.9.2	2	H23.9.30	厚生労働省参事官 (政策統括官付労使関係担当参事官室長)【役員出向】				理事長	
監事	八木原 壮夫	59	H17.10.1	2	H23.9.30	(独)高齢・障害者雇用支援機構情報研究部長				厚生労働大臣	
監事 (非常勤)	福井 光彦	58	H21.10.1	2	H23.9.30	(財)損保ジャパン環境財団専務理事				厚生労働大臣	

独立行政法人福祉医療機構 役員名簿新旧対照表

現任者							就任者			任命権者	発令日
役職	氏名	年齢	当初就任年月日	任期	任期満了年月日	前歴	氏名	年齢	前歴		
理事長	ながの ひろし 長野 洋	65	H20.4.1	4	H24.3.31	日本物産株式会社代表取締役社長	/			厚生労働大臣	
理事	あおやぎ ちかかほ 青柳 親房	56	H21.9.3	2	H23.9.30	九州厚生局長	再公募 (新理事就任まで暫定的に再任)			理事長	
理事	せがみ きよたか 瀬上 清貴	58	H20.7.12	2	H23.9.30	国立精神・神経センター運営局長 【役員出向】	/			理事長	
理事	ほりぐち よしのり 堀口 善教	64	H21.4.1	2	H23.9.30	(独)福祉医療機構監事 国民金融公庫理事	/			理事長	
理事	ふじた とみお 藤田 十三夫	61	H18.7.11	2	H23.9.30	(独)福祉医療機構基金事業部長	/			理事長	
監事	みやち かおる 宮地 薫	57	H21.4.1	2	H23.9.30	資産管理サービス信託銀行株式会社常務執行役員営業部門長	/			厚生労働大臣	
監事 (非常勤)	欠員 (H21.10.1～)			2			まるた やすお 丸田 康男	61	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン(株)内部監査部長	厚生労働大臣	H22.1.1

## (独) 福祉医療機構非常勤監事 選任理由

本法人の使命は、福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で、福祉医療事業の健全な発展を総合的に支援することにある。

そうした組織にあって、本ポストには、そのミッションとして、機構の事業・業務の業務監査、法人の財産等の会計監査及び理事の業務執行を監査するとともに、独立行政法人の経営運営改革の実施について、監事という立場から積極的に参画することが求められている。

本件の公募に対しては、45人の応募があり、選考委員会による書類選考で6人に絞られた候補者について、選考委員会が面接を行った上で、適任と判断された3人を選び、任命権者である厚生労働大臣に提示したところ、丸田 康男氏を最適任と判断するに至ったところである。

任命理由は、証券会社や債権回収機構等において、資金調達、債権管理・回収、内部監査等の実務経験、上級管理職としての豊富な経験を有しており、選考委員会委員からも、法人業務及び関係業界の知見両面において適している、業務体制の効率化等についても見識がうかがえるとの評価を得たものであり、任命権者としても独立行政法人の経営運営改革を促すことができる最適任者であると判断したものである。

独立行政法人労働政策研究・研修機構役員名簿新旧対照表

役職	現任者					就任者			任命権者	発令日	
	氏名	年齢	当初就任年月日	任期	任期満了年月日	前歴	氏名	年齢			前歴
理事長	いながみ 毅 稲上 毅	65	H19.10.1	4	H23.9.30	法政大学経営学部教授 東京大学名誉教授	/			厚生労働大臣	
理事	わかき みみお 若木 文男	63	H19.8.25	2	H23.9.30	東京労働局長 (独)労働政策研究・研修機構労働政策研究所長	くさの たけひこ 草野 隆彦	58	厚生労働省職業能力開発局長	理事長	H22.1.1
理事	やまだ しゅんぞう 山田 潤三	60	H20.7.1	2	H23.9.30	(独)労働政策研究・研修機構調査・解析部長	/			理事長	
監事	こみやま くにまさ 小宮山 訓章	58	H21.6.25	2	H23.9.30	東京電力(株)本店広報部原子力センター所長兼立地地域部	/			厚生労働大臣	
監事 (非常勤)	欠員 (H21.10.1～)			2			よしかわ かずゆき 吉原 和行	63	三井物産(株)内部監査部 特任監査人	厚生労働大臣	H22.1.1

(独)労働政策研究・研修機構理事（管理・研修担当） 選任理由

本法人の使命は、労働についての調査研究、厚生労働省の労働関係職員等に関する研修を実施することである。

そうした組織にあって、本ポストには、そのミッションとして、第2期中期計画の目標を達成すべく経営方針の企画立案、法人全体の調整・外部との折衝、法人業務の統括を行うとともに、「契約の適正化」、「冗費の削減」といった独立行政法人の経営運営改革を的確に実施することが求められている。

本件公募に対しては、115人の応募があり、選考委員会による書類選考で7人に絞られた候補者について、選考委員会が面接を行った上で、任命権者である理事長に適任であると判断される4人を提示したところ、別途候補者と面接した理事長が草野 隆彦氏を最適と判断し、所管大臣との協議を経た上で選任したところである。

任命理由は、今後の当法人の業務運営を開かれたものへ改革しようとする意欲が高く、同時に広い視野に立った具体的な改革案を立案、実行していく構想力やリーダーシップが期待できることである。特に、今後の独立行政法人の経営運営改革に当たっての重要課題として大臣から指示されている「契約の適正化」、「待遇の適正化」、「冗費の削減」等を、研究・研修機関の特性に応じた形で先頭に立って進めることに強い意欲を示しており、管理業務を統括する役員として最適任者であると判断したものである。

## (独)労働政策研究・研修機構非常勤監事 選任理由

本法人の使命は、労働についての調査研究、厚生労働省の労働関係職員等に関する研修を実施することである。

そうした組織にあって、本ポストには、そのミッションとして、業務の運営状況、法令・規程等の実施状況、予算の執行状況及び決算状況等が適切かつ効率的に行われているかどうかの監査を行うとともに、独立行政法人の経営運営改革の実施について、監事という立場から積極的に参画することが求められている。

本件公募に対しては、64人の応募があり、選考委員会による書類選考で6人に絞られた候補者について、選考委員会が面接した上で、適任とされる3人を選び、任命権者である厚生労働大臣に提示したところ、このうちの吉原 和行氏を最適任と判断するに至ったところである。

任命理由は、内部監査による社内改革に定評のある大手民間企業の本社や海外子会社において、管理職や内部検査役を長年にわたり勤め上げており、選考委員会委員からも、民間におけるコスト感覚やコンプライアンス意識をもって法人改革を促すことが期待できること、また、内部監査士資格等を取得していることに加え、バランスの取れた人柄、中立性や倫理意識等もうかがえるとの評価を得たものであり、任命権者としても独立行政法人の経営運営改革を促すことが期待できる最適任者であると判断したものである。

## 選考委員会の属性について

### 【厚生労働省】

- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構 理事

選考委員会のメンバーの属性は以下のとおり

・会社（役）員	3名
・団体（役）員	1名
<u>・大学教授</u>	<u>1名</u>
計	5名

- ・独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 理事

選考委員会のメンバーの属性は以下のとおり

<u>・大学教授</u>	<u>4名</u>
計	4名

- ・独立行政法人福祉医療機構 理事

選考委員会のメンバーの属性は以下のとおり

<u>・大学教授</u>	<u>4名</u>
計	4名

- ・独立行政法人福祉医療機構 監事

選考委員会のメンバーの属性は以下のとおり

・会社（役）員	1名
・大学教授	3名
<u>・公認会計士</u>	<u>1名</u>
計	5名

・独立行政法人労働政策研究・研修機構 理事

選考委員会のメンバーの属性は以下のとおり

・会社（役）員	2名
・団体（役）員	1名
・大学教授	2名
計	5名

・独立行政法人労働政策研究・研修機構 監事

選考委員会のメンバーの属性は以下のとおり

・会社（役）員	1名
・大学教授	3名
・公認会計士	1名
計	5名

# 今回公募を行う独立行政法人等の役員人事案件の応募状況

公募期間 1/22 ~ 2/2

平成22年2月4日現在

○公募対象ポスト数 30法人 51名(常勤 29法人 46名(うち理事長4名) 非常勤 5法人 5名)

	役職名	応募者数 (※1)
【厚生労働省】(公募 8法人 17名(うち非常勤 3法人 3名))		
勤労者退職金共済機構	理事(清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業担当)	1 (0)
高齢・障害者雇用支援機構	理事(職業リハビリテーション関係業務(障害者職業総合センター)担当)	1 (0)
福祉医療機構	理事(総括、総務部・企画指導部・基金事業部担当)	2 (0)
雇用・能力開発機構	理事(企画、業務推進担当)	2 (0)
	理事(経理、住宅譲渡、組織再編担当)	1 (0)
	理事(雇用管理、勤労者財産形成担当)	1 (0)
	監事	2 (0)
	監事(非常勤)	2 (0)
【厚生労働省】(公募 8法人 17名(うち非常勤 3法人 3名))		
労働者健康福祉機構	理事(経営企画・経理担当)	2 (0)
	理事(総務・職員担当)	0 (0)
	監事	0 (0)
	監事(非常勤)	2 (0)
国立病院機構	理事(理財担当)	1 (0)
	理事(労務担当)	0 (0)
	理事(非常勤)	2 (0)
医薬品医療機器総合機構	監事	0 (0)
年金積立金管理運用	監事	4 (0)
合計		23 (0)

※1 応募者数の( )内は、公務員OBを内数で記載

## 厚生労働省所管の独立行政法人における退職公務員の再就職状況について

## ＜嘱託職員の状況について＞

## (調査内容)

- 嘱託職員（部課長相当以上）として、厚生労働省所管の独立行政法人に在籍する退職公務員について、その氏名、役職、担当業務及び年収を調査。

※ 下記の2つの要件に該当する者を対象に調査を実施。

- ① 平成21年11月17日現在で、嘱託職員として在籍する者（法人において部課長に相当する職以上（役員を除く。）とされている者）
- ② 退職公務員である者

## (調査結果)

- 14法人中次の4法人において、それぞれ該当者があった。（詳細は別紙①のとおり）

法人名	該当者
高齢・障害者雇用支援機構	3名
労働政策研究・研修機構	1名
雇用・能力開発機構	5名
医薬基盤研究所	1名
合計	10名

※ 部課長相当以上の者以外で、年収800万円超の者が、医薬品医療機器総合機構において11名存在する。

- 上記の該当者の年収は、約840万円～約1,280万円の範囲であり、その分布については、次のとおりであった。（平成20年度の1年間の支給実績があった者）

年収（万円）	該当者
～1,000	1名
～1,200	2名
～1,400	4名

(別紙①)

### 嘱託職員の状態について

法人名：(独) 高齢・障害者雇用支援機構

該当者	役職	担当業務
3名	参事	機構の業務の実施に関し、役員及び職員に対して、専門的観点から指導又は助言を行う業務(内部監査に係る専門的業務)
	参事	機構の業務の実施に関し、役員及び職員に対して、専門的観点から指導又は助言を行う業務(コンプライアンス推進に係る専門的業務)
	参事	機構の業務の実施に関し、役員及び職員に対して、専門的観点から指導又は助言を行う業務(監事監査に係る専門的業務)

法人名：(独) 労働政策研究・研修機構

該当者	役職	担当業務
1名	常任参与	調査研究全般を計量経済学の専門的な見地からアドバイスを行う業務

法人名：(独) 雇用・能力開発機構

該当者	役職	担当業務
5名	常任参事	会計制度の見直しに関する業務
	参与	キャリアコンサルティング及び職業紹介に関する業務
	東京センター相談役	キャリア形成支援に関する業務
	職業能力開発総合大学校特別研究員	職業能力開発総合大学校能力開発研究センターに関する業務
	職業能力開発総合大学校客員研究員	職業能力開発総合大学校能力開発研究センターに関する業務

法人名：(独) 医薬基盤研究所

氏名	役職	担当業務
1名	参与	財務会計に関する指導及び助言

<参考：部課長等への退職公務員の再就職の状況について>

(調査内容)

- あわせて、上記の者以外に、退職公務員の再就職者であって、当該法人において部課長相当以上(役員を除く。)であるものについて、氏名、役職、担当業務及び年収を調査。

※ 下記の2つの要件に該当する者を対象に調査を実施。

- ① 平成21年11月17日現在で、肩書き、常勤・非常勤、嘱託の別にかかわらず、法人において部課長に相当する職以上(役員を除く。)とされている者(現役出向を除く。)
- ② 退職公務員である者

(調査結果)

- 14法人中次の5法人において、それぞれ該当者があった。(詳細は別紙②のとおり)

法人名	該当者
高齢・障害者雇用支援機構	7名
福祉医療機構	4名
労働政策研究・研修機構	2名
雇用・能力開発機構	9名
労働者健康福祉機構	2名
合計	24名

※ このほか、厚生労働省を中途退職し、公募の採用試験を経て、法人に転職した者が、医薬品医療機器総合機構において3名いる。

- 上記の該当者の年収は、約790万円～約1,502万円の範囲であり、その分布については、次のとおりであった。(平成20年度の1年間の支給実績があった者)

年収(万円)	該当者
～800	1名
～1,000	7名
～1,200	6名
～1,400	1名
1,401～	1名

(別紙②)

## 部長・課長等への再就職の状況について

法人名：(独) 高齢・障害者雇用支援機構

該当者	役職	担当業務
7名	雇用開発推進部長	雇用開発推進部の長としての業務管理・職員管理等
	職業センター長	職業センターの長としての業務管理・職員管理等
	国立職業リハビリテーションセンター所長	施設の長としての業務運営管理・職員管理等
	福井障害者職業センター所長	施設の長としての業務運営管理・職員管理等
	長崎障害者職業センター所長	施設の長としての業務運営管理・職員管理等
	経理部長	経理部の長として業務管理・職員管理等
	経理部契約管財課長	契約管財課の長として契約業務・管財業務の管理等

法人名：(独) 福祉医療機構

該当者	役職	担当業務
4名	総務部長	総務、人事の統括
	福祉貸付部長	福祉貸付事業の統括
	医療貸付部長	医療貸付事業の統括
	経理部長	経理業務の統括

法人名：(独) 労働政策研究・研修機構

該当者	役職	担当業務
2名	研究所長	研究等全般の業務を掌理
	准教授	労働政策研究(職業分類の改訂に関する研究等)

法人名：(独) 雇用・能力開発機構

該当者	役職	担当業務
	本部経理部長	経理部の統括に関する業務
	秋田センター統括所長	都道府県センター及び当該都道府県内施設の統括に関する業務
	福井センター統括所長	都道府県センター及び当該都道府県内施設の統括に関する業務

9名	大阪センター統括所長	都道府県センター及び当該都道府県内施設の統括に関する業務
	広島センター統括所長	都道府県センター及び当該都道府県内施設の統括に関する業務
	徳島センター統括所長	都道府県センター及び当該都道府県内施設の統括に関する業務
	愛媛センター統括所長	都道府県センター及び当該都道府県内施設の統括に関する業務
	福岡センター次長	都道府県センター統括所長の補佐に関する業務
	本部勤労者財産形成部長	勤労者財産形成部の統括に関する業務

法人名：(独) 労働者健康福祉機構

氏名	役職	担当業務
2名	貸金援護部次長	・未払賃金立替私事業全般に関する統括 ・援護施設等の設置運営、労働安全衛生融資の貸付金の管理・回収の統括
	企画室長 (併) 援護課長	・未払賃金立替私事業運営の企画立案 ・労災リハビリテーション作業所等の指導援助

事務連絡  
平成22年2月25日

各独立行政法人所管部局長 殿

大臣官房長  
(公印省略)

独立行政法人における元国家公務員の非人件費ポストへの対応について (依頼)

標記については、総務省人事・恩給局長及び行政管理局長から、別添の事務連絡とおり、所管の独立行政法人への要請依頼があったところである。

当省所管の独立行政法人においては、厚生労働大臣から御指示があった部課長相当職以上のすべての嘱託ポストの年度内廃止をはじめ、既に、元国家公務員が就いている非人件費ポストの適正化に取り組んでいただいているところであるが、改めて、所管の独立行政法人に対し、遺漏なく、下記のとおり要請していただくようお願いする。

なお、今年度終了後、本依頼に係る取組結果について、報告を求めることを申し添える。

記

1. 年収1,000万円以上の元国家公務員の非人件費ポストの新設  
年収1,000万円以上の元国家公務員の非人件費ポストの新設は、行わないこと。
2. 年収600万円以上1,000万円未満の元国家公務員の非人件費ポストの新設  
年収600万円以上1,000万円未満の元国家公務員の非人件費ポストの新設は、原則として行わないこと。
3. 年収600万円以上の既存の元国家公務員の非人件費ポストについて

年収 600 万円以上の既存の元国家公務員の非人件費ポストは、原則として遅くとも年度内に廃止すること。

なお、この場合においては、当該ポストの年収を 600 万円未満とすることにより廃止するのではなく、当該ポストそのものを廃止する旨、大臣からの要請があったことを申し添える。

4. 上記 2 及び 3 においては、高度に専門的な技術知識の活用が必要な場合やコスト節減を図るため外部委託に代えて雇用契約によることが必要な場合に限り、例外的な取扱いを行うことができること。

5. なお、上記 1 から 3 までの元国家公務員の非人件費ポストとは、先般の総務省からの調査対象のとおり、常勤の国家公務員の退職者(以下のア～エを除く。)が独立行政法人のポスト(常勤・非常勤は問わない。)に就いているもののうち、その年間報酬が、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第53条第1項の規定により削減に取り組まなければならないこととされている人件費以外から支出されているものをいうこと。

ア 職務の専門性等を踏まえ、専ら教育、研究又は医療に従事した者

イ 国家公務員としての勤務が一時的であった者

ウ 国の機関の組織又は業務を承継した独立行政法人のプロパー職員

エ 国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第19条第3項の規定に基づき退職手当を支給されていない者(いわゆる現役出向職員)

事務連絡  
平成22年2月19日

各府省官房長 各位

総務省人事・恩給局長  
行政管理局長

独立行政法人における元国家公務員の非人件費ポストについて(補足)

独立行政法人における元国家公務員の非人件費ポストについては、平成 21 年 12 月 25 日付け事務連絡(別紙)により、対応の基本方針をお示したところです。  
今般、同基本方針に係る具体的指針・考え方を下記のとおり取りまとめましたので、各府省におかれましては、これに沿った対応をとっていただくようお願いいたします。  
また、この旨を貴管下の独立行政法人に対して要請していただくようお願いいたします。

記

- (1) 年収 1,000 万円以上の元国家公務員の非人件費ポストの新設は行わない。
- (2) 年収 600 万円以上 1,000 万円未満の元国家公務員の非人件費ポストの新設  
別紙事務連絡の「真に必要と認められるもの」とは、以下の基準のいずれかに合致するものとする。
  - ア 高度に専門的な技術知識の活用が必要な場合  
高度に専門的な技術知識(医療知識を含む)が要求される特定分野の研究関連業務や検査・審査等の業務に、組織の構成員として従事させるため、委託契約ではなく雇用契約により期間を限定して契約する必要がある場合
  - イ コスト節減を図るため外部委託に代えて雇用契約による必要がある場合  
弁護士、弁理士等の特別な資格が要求される業務に関し、これを当該資格を有する元国家公務員又はその者が所属する外部機関との委託契約に基づき処理するよりも、雇用契約による職員として処理させることが、当該法人の支出削減になる場合
- (3) 年収 600 万円以上の既存の元国家公務員の非人件費ポストについて  
別紙事務連絡により、「それぞれの職務、職責等を精査の上、その廃止を含め適切に対処する」とこととされているところであるが、上記(2)に合致する年収 600 万円以上 1,000 万円未満のポストを除き、遅くとも年度内に廃止することを基本とする。  
ただし、当該ポストを年度内に廃止した場合、当該独立行政法人の業務の円滑な運営に多大の支障を及ぼすと認められる場合には、当該独立行政法人の所管大臣が定める期間内に限り、その存続を認めるものとする。この場合において、所管大臣は、その給与水準について精査し、適切に対処するものとする。

(別紙)

事務連絡  
平成21年12月25日

各府省官房長 各位

総務省人事・恩給局長  
行政管理局長

### 独立行政法人における元国家公務員の非人件費ポストについて

今般、平成21年12月11日現在における全独立行政法人(98法人)の非人件費ポストに就いている元国家公務員の状況について各府省において調査していただいたところです。

総理からは、12月15日の閣僚懇談会において、独立行政法人について、年明け以降、徹底的な見直しを行うようご指示がありました。このご指示や今次調査の結果等を踏まえ、本日の閣僚懇談会において、総務大臣から各大臣に対し、それぞれのポストの職務、職責等を精査の上、その廃止を含め、適切に対処していただくようお願いしたところです。

各府省におかれましては、1)本日の総務大臣の発言の趣旨を踏まえた対応、及び先般の方針(平成21年12月8日付け事務連絡)の内容をも踏まえ、2)ア)今後、今次調査の対象(下記参照)に該当する年間報酬額1,000万円以上のポストの新設は行わない、また、イ)年間報酬額600万円以上1,000万円未満の同様のポストの新設についても、真に必要と認められるものを除き、これを行わないとの対応をとっていただくようお願いいたします。

また、この旨を貴管下の独立行政法人に対して要請していただくようお願いいたします。

### 記

常勤の国家公務員の退職者(以下のア～エを除く)であって独立行政法人のポスト(常勤・非常勤は問わない)に就いているもののうち、その年間報酬額が600万円以上であるもの

(その年間報酬は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第53条第1項の規定により削減に取り組まなければならないこととされている人件費以外から支出されているもの)

- ア 職務の専門性等を踏まえ、専ら教育、研究又は医療に従事した者
- イ 国家公務員としての勤務が一時的であった者
- ウ 国の機関の組織又は業務を承継した独立行政法人のプロパー職員
- エ 国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第19条第3項の規定に基づき退職手当を支給されていない者(いわゆる現役出向職員)

## 独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて

〔平成21年11月17日〕  
閣議決定

独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）とすることとしているが、競争性のない随意契約に対する厳しい批判に加え、一般競争入札等に移行しても一者応札・応募となっており、実質的な競争性が確保されていないのではないかといった指摘も引き続き存在する。このため、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、以下の取組を行うことにより、点検、見直しを行うこととする。

## 1. 点検・見直しを行うに当たっての主な観点

独立行政法人の契約について厳格に見直しが行われるよう、各独立行政法人及び各府省は、以下の観点等により点検し、見直しを行う。

- (1) 競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているか。
- (2) 競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しが検討できないか。
- (3) 契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているといえるか（一者応札・応募となっている案件については、一者応札・応募の改善方策が適当か、国や他の法人の取組も参考に更に検証する。特に、仕様書の内容など具体的な条件の設定については、真に競争性を確保する観点から具体的かつゼロベースで検証を行う。）。

(注) 一者応札・応募の改善に向け、例えば、以下のような観点から十分な改善が行われているかを検証する。

- 仕様書内容の見直し
- 入札参加要件の緩和
- 公告期間の十分な確保
- 業務等準備期間の確保
- 契約情報提供の充実
- 電子入札システムの導入
- 一者応札・一者応募案件の事後点検体制の整備

## 2. 点検・監視体制と作業の手順

### (1) 各独立行政法人における監視体制の整備と点検及び見直し

主務大臣は、各独立行政法人に対し、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、上記1.の観点に沿って契約の点検及び見直しを行い、その結果を主務省に提出するよう要請する。その際、「契約監視委員会」を構成する外部有識者を各独立行政法人が指名するにあたっては主務大臣の了解を得ることとし、また、「契約監視委員会」の審議概要を公表するよう要請する。

### (2) 主務大臣による点検

主務大臣は、各独立行政法人の「契約監視委員会」で行われた点検及び見直しの結果について点検を行う。また、主務大臣はその点検結果を反映した見直しを行うよう各独立行政法人に要請する。

### (3) 主務大臣から総務大臣への報告

主務大臣は、主務大臣による点検結果を反映した各独立行政法人における点検及び見直しの結果を総務大臣に報告する。各府省及び各法人は、総務大臣に報告した結果をウェブサイト公表することとし、総務省はそれらを取りまとめ、公表する。

## 3. 点検対象とスケジュール

(1) 計画的に独立行政法人の随意契約の見直しを行っていくため、主務大臣及び各法人は、20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約について、上記1.の観点に沿って点検、見直しを行い、各法人は新たな随意契約等見直し計画を策定する。また、20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約についても同様の点検、見直しを行う。各府省及び各法人はこれらの結果を22年4月末日途に公表する。

(2) 3.(1)の作業と同時に、今回の点検、見直しの趣旨を速やかに反映するため、主務大臣及び各法人は、21年度末までに契約締結が予定されている調達案件についても、真に競争性を確保できるよう、新規案件を含めて1.の観点に沿って事前に点検し、各法人は点検結果を受けて見直しを行う。各府省及び各法人はその結果を22年4月末日途に公表する。

## 4. フォローアップ

主務大臣及び各法人（契約監視委員会）は、上記点検、見直し後においても、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

施策・事業シート (概要説明書)										
担当府省名		厚生労働省		予算事業名		独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費交付金				
担当局庁名		労働基準局		上位施策事業名		勤労者生活の充実を図ること		作成責任者		
担当課・室名		勤労者生活部勤労者生活課		事業開始年度		平成15年度		勤労者生活課長 畑中 哲典		
根拠法令 (具体的な条文 (〇条〇項など) も記載)		独立行政法人通則法第46条		関係する通知、計画等		独立行政法人勤労者退職金共済機構 第2期中期計画 (平成21年3月31日 厚生労働大臣認可)				
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施								
		<input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: )								
		<input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体: )								
		<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (運営費交付金)								
支出先が 独法、公益法人等の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)		4/7		常勤役員数		4/6		非常勤役員数 0/1	
	職員総数		257		内、官庁OB		7(7)		役員報酬総額 99,134千円	
	積立金等の額		50,427,345,982円		内訳		前中期目標期間繰越積立金 50,311,348,104円 独立行政法人通則法第44条第1項積立金 115,997,878円		今後の活用計画 積立金の原資は、主として過去に事業主が納付した掛金、運用益等であり、将来の従業員の退職金の原資となるものである。	
事業/制度概要	目的 (何のために)		中小企業退職金共済法の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営すること。							
	対象 (誰/何を対象に)		独立行政法人勤労者退職金共済機構							
	事業/制度内容 (手段、手法など)		独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う業務の財源の一部に充てるための同機構に対する運営費交付金の交付							
コスト	平成22年度概算要求額			人件費						
	事業費		2,578 百万円		職員構成		概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数	
	人件費		— 百万円		担当正職員		— 千円		— 人	
	総計		2,578 百万円		臨時職員他		— 千円		— 人	
これまでの同様の予算項目の予算額等 (財源内訳/単位百万円)		年度		総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額				
		H19(決算額)		3,662						
		H19(決算上の不用額)		0						
		H20(決算見込額)		3,519						
		H21(当初予算)		3,270						
		H21(補正予算)		0						
H22概算要求		2,578								
平成22年度 予算内訳 (補助金の場合には負担割合等も)		独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費交付金 2,578百万円								

施策・事業シート (概要説明書)					
担当府省名	厚生労働省	予算事業名	独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費交付金		
担当局庁名	労働基準局	上位施策事業名	勤労者生活の充実を図ること	作成責任者	
担当課・室名	勤労者生活部勤労者生活課	事業開始年度	平成15年度	勤労者生活課長 徳中 啓典	
事業/制度の必要性	中小零細企業においては個々の企業が独力で退職金制度を設けることが困難であるので、中小企業者の相互扶助の精神に基づく退職金共済制度を確立する必要がある。				
他省庁、自治体等における類似事業	経済産業省の実施している小規模企業共済制度				
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担	—				
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
予算執行率		%	100	100	100
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	中小企業退職金共済制度の普及促進等を図ること				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数	人	416,246	415,249	411,561
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方向性、課題等)	<p>中小企業退職金共済制度については、新規加入被共済者数の目標(400,600人/平成20年度)を上回っており、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>職員数が公表されている生保会社と職員(内勤ベース)1人当たりの契約者数の比較を行ったところ、勤退機構が生保各社を約2~3倍上回る結果であった。</p> <p>なお、公表されている平成20年度決算資料により、保険料(掛金)等収入に対する事業費(事務的経費)の比率を算出したところ、生・損保各社平均は約16%、勤退機構は約1%であった。</p>				
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)					
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	7月に民主党が行った「事業仕分け」の対象とされていたが、平成22年度概算要求は、当初の要求額から2割削減(△6億5千万円)しており、仕分け結果の改善見込額(△1.8億円)以上の削減を図った。				

## 第2WG 評価コメント

### 評価者のコメント

#### 事業番号2-33 (1)(独)高齢・障害者雇用支援機構

#### 運営費交付金等

#### (2)(独)勤労者退職金共済機構運営費交付金

((独)高齢・障害者雇用支援機構運営費交付金等)

- 当法人は多くの問題を抱えており組織・業務の合理化・効率化は期待できない。能力開発機構も廃止が決定されており、このまま当独法を存続させると単なる看板のかけ替えに終わってしまう。
- コストの一段の削減が求められる
- 既に見直しを自主的に行ったのは評価できる。引き続き不必要なコストのダウンを推進して欲しい。本省が、高齢者・障害者をサポートする仕組みと重複や無駄を全体的に見直し、インパクトのある事業を作って欲しい。
- 削減後の原案通り進めていくことを望むが、調査・研究事業は縮減が可能か、厚労科研と統合が必要なのではないか。調査・研究事業は独法の外郭団体が受けている可能性がある。
- 地方自治体との役割分担を精査すべき。一般競争入札の競争性をきちんと担保する。
- 現在、見直しを進めているが、さらに削減の可能性がないか、検討してほしい。
- 本日説明分については競争状態を作る環境を整備して欲しい(競争入札への移行)
- 天下り理事の全廃、プロパーの登用。
- 都道府県雇用開発協会への委託から一般競争入札への変更は、しっかり競争性を確保して欲しい。
- 金額に見合う業務内容が実行されているかが大事。ラスパイレス指数 111.6 は妥当であるか。
- 最低でも公金投入を半額以下に抑えるプランを作る。厚労省全般に、国家予算の概算要求にも拘らず資料が非常に恣意的で驚くほどわかりづらい。本事業は雇用機構自体の業務・人員見直しが非常に甘い。給付金だけの事業を行い、その他の支援事業は予算・人員も含めて地方に移管する、或いは大幅なコスト削減をする。
- これまでの役員報酬(新聞に書かれた囑託も含めて)の大盤振る舞いを見れば、まだまだ縮減の余地があるのではないだろうか。国民の税金がしっかりと国民福祉のために使われるように、内容をさらに精査して、中間管理費的な部分を民間目線と同レベルで削減して欲しいと思う。
- ハローワークへの一本化。

((独)勤労者退職金共済機構運営費交付金)

- 共済制度自体はその運営費を含めて完結した形のスキームでなければおかしい。一般会計の交付金であるがゆえに人件費が上昇し、天下りOBへの報酬につながっている。
- 経産省の実施している共済事業との統合が可能ではないか。
- 運用の失敗についてきっちり整理すべき。ラスパイレス指数 110.5 は中小企業の皆さんの資金を託される組織として妥当とは思えない。
- 予定利率1%であれば4兆円の運用資産で十分に経常経費は負担できるはずではないか。
- 基金の性格から言って一般財源は投入すべきでない。共済自体で自立すべきである。機構ビルは売却すべき。賃貸スペースで十分できる業務である。
- 4兆円も運用資産を持っているのであれば一般会計からの支援は不要であると思う。
- 4兆円という原資を持つ中でその運用益で十分運営できるのではないか。
- 中小企業にとっては退職金共済の制度は、節税の観点まで含めれば小企業の雇用主、従業員双方にとってメリットがあると思う。しかし積立利率のような点からは決して大きい利得をもたらすものではない。国税から運営費交付金まで支出されているならば、もっと退職金支給に還元されるべき。また、財政負担を減じるためならば、本部ビル売却などで運用金を作り出し人件費などに充てることも考えていただきたい。
- もっと人件費の見直しをする。役員報酬を下げる、職員数の見直しをすべき。22年度は削減方法について実現に向けて精査する時期とする。
- 資産運用をもっと工夫する必要がある。本部ビルの資産を有効活用すれば一般会計からの交付金を減らすことができる。

## WGの評価結果

---

(独)高齢・障害者雇用支援機構運営費交付金等

### 見直しを行う

(廃止 0名 自治体/民間 1名 見直しは行わない 0名  
見直しを行う 11名:

ア.1社契約を見直し、委託費を削減 11名

イ.高齢期雇用就業支援コーナーを廃止 11名

ウ.さらなる経費縮減 10名

エ.その他 0名

---

(独)勤労者退職金共済機構運営費交付金

見直しを行う

(廃止 0名 自治体/民間 0名 見直しは行わない 0名  
見直しを行う 12名:うち

ア.一般会計からの運営費交付金について廃止する 9名

イ.機構本部ビルの移転について、結論を前倒し、早期に実行 10名

ウ.その他 4名

とりまとめコメント

---

((独)高齢・障害者雇用支援機構運営費交付金等)

高齢・障害者雇用支援機構の見直しを行っていただきたい。とりわけ「1社契約を見直し、委託費を削減」することと「高齢期雇用就業支援コーナーを廃止」することは、22年度からしっかり実施していただくことを担保してもらいたい。

さらなる経費削減については、人件費の縮減、調査・研究事業の重複・不要なものをやめる、給付金以外は自治体でもできるのではないかという意見もあったので整理していただきたい。さらに、参入障壁にならないような資格要件とすることで、1者応札にならないようにしていただきたい。

また、資料が民間の方から見てわかりにくいという意見にもしっかり耳を傾けていただきたい。

((独)勤労者退職金共済機構運営費交付金)

一般会計からの運営費交付金については廃止。本来共済事業の中で4兆円規模の掛け金があれば、それほど多くリスクをとらなくても人件費程度は出せるだろうと思うので工夫していただきたい。本部ビルの移転については、早急に今年度中に結論を出して、来年度から実施していただきたい。さらに、人件費を含めて管理費の削減に努めていただきたい。

施策・事業シート（概要説明書）

担当府省名		厚生労働省		予算事業名		(独) 高齢・障害者雇用支援機構運営費交付金等		
担当局庁名		職業安定局 職業能力開発局		上位施策事業名		労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること		
担当課・室名		高齢・障害者雇用対策部 企画課、高齢者雇用対策課 能力開発課		事業開始年度		平成15年度 企画課長 高齢者雇用対策課長 能力開発課長		
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）		雇用保険法第62条 第1項第3号及び第5号、第3項 職業能力開発促進法第16条第5項 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第11条		関係する通知、計画等		高齢者等職業安定対策基本方針（平成21年4月1日付け厚生労働省告示第252号） 障害者雇用対策基本方針（平成21年3月5日付け厚生労働省告示第55号） 職業訓練実施計画（平成21年4月1日厚生労働省告示第251号）		
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： <input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接〕（補助先：(独) 高齢・障害者雇用支援機構 実施主体：(独) 高齢・障害者雇用支援機構） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： <input type="checkbox"/> その他（高齢・障害者雇用支援制度運営費交付金） <small>（障害者職業能力開発制度運営費交付金）</small>						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	4(1)/8	常勤役員数	4(1)/7	非常勤役員数	0/1	監事等	0/2
	職員総数	722	内、官庁OB	65(58)	役員報酬総額	103,487千円	官庁OB役員 報酬総額	57,469千円
	積立金等の額	27,582百万円	内訳	納付金関係業務の積立金 27,582百万円	今後の 活用計画	納付金関係業務経費の原資		
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	高齢者を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高齢者及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、高齢者及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。						
	対象 (誰/何を対象に)	(独) 高齢・障害者雇用支援機構に対して、その事業に必要な運営費の交付等を行うことにより、高齢者、障害者及び高齢者、障害者を雇用する事業主等に対する必要な支援を行う。						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の雇用の機会の増大に資する事業主等に対する定年引上げ等を支援するための給付金の支給</li> <li>・ 高齢者の雇用に伴う人事管理制度の見直し等、事業主等に対する相談援助</li> <li>・ 労働者に対する高齢期における職業生活設計の助言・指導</li> <li>・ 障害者職業センターの設置及び運営</li> <li>・ 障害者職業能力開発校の運営</li> </ul>						
コスト	事業費	平成22年度概算要求額		人件費				
	人件費	27,119 百万円		職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	総計	5,414 百万円		担当正職員	5,413,831 千円	638	人	
これまでの同様の予算項目 の予算額等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額				
	H19(決算額)	49,593						
	H19(決算上の不用額)	2,523						
	H20(決算見込額)	47,062						
	H21(当初予算)	43,369						
	H21(補正予算)	0						
	H22概算要求	32,533						
平成22年度 予算内訳（補助金の場合は 負担割合等も）	人件費	5,414 百万円		運営費交付金算定ルールにより、各々の経費に効率化係数を乗じ、さらに事業の効率化、経費節減を徹底して減額				
	一般管理費	783 百万円		【一般会計】868百万円				
	業務経費	9,152 百万円		【労働保険特別会計雇用勘定】14,480百万円				
	高齢・障害者雇用開発支援事業費補助金	17,185 百万円		【労働保険特別会計雇用勘定】				
事業/制度の 必要性	<p>少子高齢化の急速な進展が見込まれる中で、高い就労意欲を有する高齢者が社会の支え手として活躍し続けることを可能とするため、企業において希望者全員が65歳まで雇用される制度、さらに65歳を超えて年齢にかかわらず意欲と能力のある限り働き続けられる制度の導入が必要である。</p> <p>障害の重度化、多様化、障害者の高齢化に伴い、障害者や事業主の職業指導・職業評価に対する需要は多様化、複雑化しており、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、障害の種類及び程度に応じた職業指導・職業評価の措置を総合的かつ効果的に実施し、障害者の職業的自立を進めていくことが重要である。</p>							
他省庁、自治体等における 類似事業	<p>国立県営障害者職業能力開発校（厚生労働省） 府県立障害者職業能力開発校（青森県、千葉県、静岡県、愛知県、京都府、兵庫県）</p>							
他省庁、自治体、民間等との 連携・役割分担	<p>(独) 高齢・障害者雇用支援機構が運営する障害者職業能力開発校における職業訓練については、訓練技法等のノウハウが十分に確立されており、県や民間の職業能力開発施設での有効な職業訓練の実施が困難な職業的重度障害者、とりわけ精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れ、域障害者職業センターと一体的に運営することにより、職業評価、職業指導及び職業訓練を一貫した体系の中で実施し、訓練技法等を他の障害者校等へ普及する先導的な役割を果たしている。</p>							

**施策・事業シート（概要説明書）**

<b>担当府省名</b>	厚生労働省	<b>予算事業名</b>	(独) 高齢・障害者雇用支援機構運営費交付金等		
<b>担当局庁名</b>	職業安定局 職業能力開発局	<b>上位施策事業名</b>	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること	<b>作成責任者</b>	
<b>担当課・室名</b>	高齢・障害者雇用対策部 企画課、高齢者雇用対策課 能力開発課	<b>事業開始年度</b>	平成15年度		企画課長 高齢者雇用対策課長 能力開発課長
<b>活動実績</b>	<b>【活動指標名】 / 年度実績・評価</b>	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	高齢者雇用に係る助成金支給件数	件	66,141	45,725	45,055
	高齢者雇用アドバイザー等による相談・援助	件	32,150	31,944	32,456
	障害者に対する職業評価、職業指導	人	26,189	26,496	27,435
	ジョブコーチ支援	人	3,306	3,019	3,064
<b>予算執行率</b>		%	100	100	100
<b>成果目標</b> (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	<p>(現状の成果) (独) 高齢・障害者雇用支援機構においては、高齢者関係の業務と障害者関係の業務の連携によるサービスの充実を含め、業務の効果的推進に引き続き努める必要がある。</p> <p>(今後の方向性) (独) 高齢・障害者雇用支援機構の中期目標・中期計画を達成する。 (平成20年度からの第2期中期目標・中期計画に基づき設定された主な目標) ○高齢者雇用アドバイザー等による相談・援助の実施については、追跡調査により70%以上の利用事業主等において、具体的な課題改善効果が見られるようにする。 ○地域障害者職業センターにおける職業準備訓練、職業講習について、中期目標期間中に修了者の就職率が50%以上となるようにする。 ○ジョブコーチ支援事業については、支援終了後の職場定着率が80%以上となるようにする。 ○訓練修了者等の就職率を80%以上とする。</p> <p>(参考) 高齢者等職業安定対策基本方針に掲げる目標 ・希望者全員が65歳まで働ける企業の割合を平成22年度末を目標に50%とする。 ・「70歳まで働ける企業」の割合を平成22年度末を目標に20%とする。 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率（民間の一般企業）1.8%</p>				
<b>成果実績</b> (成果指標の目標達成状況等)	<b>【成果指標名】 / 年度実績・評価</b>	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	高齢者雇用アドバイザー等による相談・援助の追跡調査で「課題改善効果があった」旨の評価	%	—	—	86.9
	職業準備訓練、職業講習の就職率	%	53.5	55.2	52.2
	ジョブコーチ支援終了後6ヶ月後の職場定着率	%	84.3	83.9	84.5
	訓練修了者等の就職率	%	93.2	90.9	89.4
	希望者全員が65歳まで働ける企業の割合 (翌年度の6月1日現在の数値、上段は51人以上規模、下段は31人以上規模)	%	37.0	39.0	40.4
	70歳まで働ける企業の割合 (翌年度の6月1日現在の数値、上段は51人以上規模、下段は31人以上規模)	%	11.9	12.4	15.2
	障害者雇用率（民間の一般企業）	%	1.52	1.55	1.59
<b>事業/制度の自己評価</b> (今後の事業/制度の方向性、課題等)	<p>(独) 高齢・障害者雇用支援機構の事業の成果は独立行政法人評価委員会において毎年度評価が行われており、平成20年度業務実績については「事業の見直し・改善に積極的に取り組み、せき髄損傷者職業センターの廃止、地域障害者職業センター管理事務の集約化の拡大等の組織体制の見直し、業務運営の効率化、経費節減等に努めたほか、厳しい経済情勢への対応策を機動的に実施したこと等により、業務実績は年度計画にある数値目標をすべての項目において上回るなど、着実に実績を上げている」との評価を受けるなど、機構の設立目的である「高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与する」ために適切に業務を実施している。</p> <p>今後、平成25年度には公的年金の支給開始年齢（定額部分）が65歳に引き上げられるとともに、報酬比例部分の引上げが開始する中で、年金支給開始年齢までの間、働く意欲のある高齢者が働く機会が確保できるよう、定年年齢の引上げ等高齢者雇用確保措置の導入促進を加速していくとともに、65歳を超えて年齢にかかわらず働き続けることのできる社会の実現のための取組を強化していく必要がある。</p> <p>また、「福祉から雇用へ」の流れの中で就職を希望する障害者が増大している状況の下、発達障害者・高次脳機能障害者など多様化・重度化した障害者に対する職業リハビリテーション技法の開発・提供等による支援、精神障害者の雇用・復職支援等障害者の雇用促進のための取組を強化していく必要がある。</p>				
<b>比較参考値</b> (他外国での類似事業の例など)	—				
<b>特記事項</b> (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	<p><b>【予算の削減に向けた取組み等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金については、平成21年度予算額から中期計画に基づく2.5%の削減に加え、さらに事業の効率化、経費節減を徹底して減額を行い、8月末より11.3%の削減を行った。</li> <li>高齢・障害者雇用開発支援事業費補助金については、助成金の要件見直し等により、対前年度（21年度）比32.7%の削減（8月の概算要求比22.2%の削減）を行った。</li> <li>理事1名の削減（平成21年9月末）</li> </ul> <p>さらに、地方委託業務の抜本的見直しとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢期雇用就業支援コーナー事業（14か所）の全廃</li> <li>一般競争入札（最低価格落札方式）による契約の透明化</li> <li>人件費、啓発広報の見直し等</li> </ul> <p>等を行う。</p>				

# (独)高齡・障害者雇用支援機構の大幅スリム化

164億円(平成22年度交付金予算要求:8月)

[230億円:助成金原資の補助金等]

139億円(平成22年度交付金予算見直し案) ▲15.2%

[181億円:助成金原資の補助金等] ▲21.3%

## ★障害者雇用支援業務

- 地域障害者職業センターにおける職業リハビリテーション(職業評価・職業指導、職業準備支援)
- 職業リハビリテーションに関する調査研究、技法の開発
- 福祉施設の就労支援員等に対する職業リハビリテーションの専門的知識、技術に関する助言・援助
- 障害者職業能力開発校の運営
- 障害者雇用納付金の徴収、調整金・助成金等の支給
- アビリンピックの開催

## ★高齡者雇用支援事業

- 高齡者雇用に関する事業主等への給付金の支給
- 高年齡者雇用アドバイザーによる事業主等に対する相談・援助
- 高齡者雇用に関する調査研究
- 高齡者雇用に関する各種講習の実施
- 高齡期雇用就業支援コーナー関係業務

廃止

※ 下線は地方委託業務を含む。

## 本部組織の効率化

(1部5課の廃止(本部管理職の1割削減))

理事(1名)の削減及び参事(3名)の廃止

※理事については9月末実施済

地方駐在事務所(5カ所)の廃止

地方委託業務の抜本的見直し(別紙)

高齡・障害・求職者支援機構(仮称)への移行に伴う4原則

- ①天下りの排除(公募による選任)
- ②外部委託の一般競争入札化
- ③各事業の目標の公表
- ④本部事務所移転による本部統合効果の実現

# (独)高齡・障害者雇用支援機構の地方委託業務の廃止・大幅スリム化

## 都道府県雇用開発協会

- ・高年齢者等給付金支給
- ・事業主に対する高年齢者の賃金・処遇、職場改善等に関する相談・援助(好事例収集を含む。)
- ・障害者雇用納付金の徴収、調整金・助成金等の支給
- ・事業主に対する障害者の雇用管理に関する相談・援助(好事例収集を含む。)
- ・地方アビリンピックの開催

- ・高年齢期雇用就業支援コーナー事業(14か所) ▲7億9千万円
  - ・高年齢者雇用に関する啓発・広報
  - ・高年齢者雇用に関する事業主講習
  - ・障害者雇用に関する啓発・広報
  - ・障害者雇用に関する事業主講習
- 廃止**

10億6千万円  
削減
- ▲2億7千万円

一般競争入札  
(最低価格落札方式)  
【23年度から委託方式は全廃】

業務見直しによる予算削減額

人件費(平均年収543万円→447万円)  
▲55人 ▲7億4千万円

その他管理経費の見直し ▲3億円

10億4千万円削減

61億円

▲21億円

40億円

委託業務対象職員数

356人

▲55人

301人

全体の職員数は463人  
うち厚生労働省出身者  
239人(役員は0人)

22年度当初要求額(8月)	6,051百万円
抜本的見直し後要求額	3,997百万円
	▲33.9%

## 第2WG 評価コメント

### 評価者のコメント

#### 事業番号2-33 (1)(独)高齢・障害者雇用支援機構

#### 運営費交付金等

#### (2)(独)勤労者退職金共済機構運営費交付金

((独)高齢・障害者雇用支援機構運営費交付金等)

- 当法人は多くの問題を抱えており組織・業務の合理化・効率化は期待できない。能力開発機構も廃止が決定されており、このまま当独法を存続させると単なる看板のかけ替えに終わってしまう。
- コストの一段の削減が求められる
- 既に見直しを自主的に行ったのは評価できる。引き続き不必要なコストのダウンを推進して欲しい。本省が、高齢者・障害者をサポートする仕組みと重複や無駄を全体的に見直し、インパクトのある事業を作って欲しい。
- 削減後の原案通り進めていくことを望むが、調査・研究事業は縮減が可能が、厚労科研と統合が必要なのではないか。調査・研究事業は独法の外郭団体が受けている可能性がある。
- 地方自治体との役割分担を精査すべき。一般競争入札の競争性をきちんと担保する。
- 現在、見直しを進めているが、さらに削減の可能性がないか、検討してほしい。
- 本日説明分については競争状態を作る環境を整備して欲しい(競争入札への移行)
- 天下り理事の全廃、プロパーの登用。
- 都道府県雇用開発協会への委託から一般競争入札への変更は、しっかり競争性を確保して欲しい。
- 金額に見合う業務内容が実行されているかが大事。ラスパイレス指数 111.6 は妥当であるか。
- 最低でも公金投入を半額以下に抑えるプランを作る。厚労省全般に、国家予算の概算要求にも拘らず資料が非常に恣意的で驚くほどわかりづらい。本事業は雇用機構自体の業務・人員見直しが非常に甘い。給付金のみの事業を行い、その他の支援事業は予算・人員も含めて地方に移管する、或いは大幅なコスト削減をする。
- これまでの役員報酬(新聞に書かれた嘱託も含めて)の大盤振る舞いを見れば、まだまだ縮減の余地があるのではないだろうか。国民の税金がしっかりと国民福祉のために使われるように、内容をさらに精査して、中間管理費的な部分を民間目線と同レベルで削減して欲しいと思う。
- ハローワークへの一本化。

(独)勤労者退職金共済機構運営費交付金)

- 共済制度自体はその運営費を含めて完結した形のスキームでなければおかしい。一般会計の交付金であるがゆえに人件費が上昇し、天下りJOBへの報酬につながっている。
- 経産省の実施している共済事業との統合が可能ではないか。
- 運用の失敗についてきっちり整理すべき。ラスパイレス指数 110.5 は中小企業の皆さんの資金を託される組織として妥当とは思えない。
- 予定利率1%であれば4兆円の運用資産で十分に経常経費は負担できるはずではないか。
- 基金の性格から言って一般財源は投入すべきでない。共済自体で自立すべきである。機構ビルは売却すべき。賃貸スペースで十分できる業務である。
- 4兆円も運用資産を持っているのであれば一般会計からの支援は不要であると思う。
- 4兆円という原資を持つ中でその運用益で十分運営できるのではないか。
- 中小企業にとっては退職金共済の制度は、節税の観点まで含めれば小企業の雇用主、従業員双方にとってメリットがあると思う。しかし積立利率のような点からは決して大きい利得をもたらすものではない。国税から運営費交付金まで支出されているならば、もっと退職金支給に還元されるべき。また、財政負担を減じるためならば、本部ビル売却などで運用金を作り出し人件費などに充てることも考えていただきたい。
- もっと人件費の見直しをする。役員報酬を下げる、職員数の見直しをすべき。22年度は削減方法について実現に向けて精査する時期とする。
- 資産運用をもっと工夫する必要がある。本部ビルの資産を有効活用すれば一般会計からの交付金を減らすことができる。

## WGの評価結果

---

(独)高齢・障害者雇用支援機構運営費交付金等

### 見直しを行う

(廃止 0名 自治体/民間 1名 見直しは行わない 0名

見直しを行う 11名:

ア.1社契約を見直し、委託費を削減 11名

イ.高齢期雇用就業支援コーナーを廃止 11名

ウ.さらなる経費縮減 10名

エ.その他 0名

---

(独)勤労者退職金共済機構運営費交付金

見直しを行う

(廃止 0名 自治体/民間 0名 見直しは行わない 0名  
見直しを行う 12名:うち

ア.一般会計からの運営費交付について廃止する 9名

イ.機構本部ビルの移転について、結論を前倒し、早期に実行 10名

ウ.その他 4名

とりまとめコメント

---

((独)高齢・障害者雇用支援機構運営費交付金等)

高齢・障害者雇用支援機構の見直しを行っていただきたい。とりわけ「1社契約を見直し、委託費を削減」することと「高齢期雇用就業支援コーナーを廃止」することは、22年度からしっかり実施していただくことを担保してもらいたい。

さらなる経費削減については、人件費の縮減、調査・研究事業の重複・不要なものをやめる、給付金以外は自治体でもできるのではないかという意見もあったので整理していただきたい。さらに、参入障壁にならないような資格要件とすることで、1者応札にならないようにしていただきたい。

また、資料が民間の方から見てわかりにくいという意見にもしっかりと耳を傾けていただきたい。

((独)勤労者退職金共済機構運営費交付金)

一般会計からの運営費交付金については廃止。本来共済事業の中で4兆円規模の掛け金があれば、それほど多くリスクをとらなくても人件費程度は出せるだろうと思うので工夫していただきたい。本部ビルの移転については、早急に今年度中に結論を出して、来年度から実施していただきたい。さらに、人件費を含めて管理費の削減に努めていただきたい。

施策・事業シート(概要説明書)									
担当府省名		厚生労働省		予算事業名		(独)福祉医療機構(基金事業)			
担当局庁名		社会・援護局		上位施策事業名		長寿・子育て・障害者基金		作成責任者	
担当課・室名		福祉基盤課		事業開始年度		平成2年度		福祉基盤課長 藤澤 勝博	
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)		独立行政法人福祉医療機構法第23条第1項		関係する通知、計画等		独立行政法人福祉医療機構 中期目標(H20.2.29)			
実施方法		■直接実施							
		□業務委託等(委託先等: )							
		□補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: )							
		□貸付(貸付先: ) □その他( )							
支出先が 税法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	2/7 (OB1, 出向1) OBについては、12月 までに公募を予定	常勤役員数	2/6 (OB1, 出向1) OBについては、12月 までに公募を予定	非常勤役員数	0/1 12月までに公募を予定	監事等	0/2 12月までに公募を予定	
	職員総数	257	内、官庁OB	13 (OB4, 出向9)	役員報酬総額	99,652	官庁OB役員 報酬総額	37,301	
	積立金等の額 (長寿・子育て・障害 者基金勘定分)	1,850百万円	内訳	前中期目標期間繰越積立金 (1,191百万円) 積立金(659百万円)		今後の 活用計画		前中期目標期間繰越積立金は、中 期計画に基づき助成事業等に活 用。 積立金は、中期目標期間終了後 に、財務大臣と協議の上、主務大 臣が必要と認めた額を除き、国庫 返納。	
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	高齢者や障害者の在宅福祉、生きがい・健康づくり、子育て支援、青少年の非行防止や健全育成、 障害者スポーツの振興等の推進を図り、地域の福祉活動を支援するため、政府からの出資金の運用益 を財源として、独創的・先駆的な民間活動や地域に密着したきめ細やかな活動を支援する事業等に助 成を行う。							
	対象 (誰/何を対象に)	NPO法人、非営利の任意団体、社会福祉法人等							
	事業/制度内容 (手段、手法な ど)	独立行政法人福祉医療機構のホームページや広報誌等により掲載することにより、助成先団体を募 集。その後、機構内に設置された外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会が審査し、助成先団 体を決定。また、助成事業の終了後は、助成先団体から報告書を出させ、同評価委員会にて事後評価 を行い、制度の継続的な改善に努めている。							
コスト	平成22年度概算要求額				人件費				
	事業費	- 百万円			}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数	
	人件費	- 百万円				担当正職員	- 千円	-	人
総計	- 百万円			臨時職員他		- 千円	-	人	
これまでの同様の予算 項目の予算額等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	-		/					
	H19(決算上の不用額)	-							
	H20(決算見込額)	-							
	H21(当初予算)	-							
	H21(補正予算)	-							
H22概算要求	-								
平成22年度 予算内訳(補助金の場 合は負担割合等も)									
事業/制度の 必要性	<p>NPOやボランティア団体など、草の根レベルで活動する民間団体の独創的・先駆的な事業等への助 成を行うことにより、これらの団体及びその活動の育成・支援を行うとともに、地域における福祉の 振興を図るものであり、身近な地域で安心して暮らすことができる社会づくりを推進するものであ る。これらの取組は民主党マニフェスト(下記参照)にも合致する。</p> <p>(参考) 民主党マニフェスト(抄) 4 地域主権 34 市民が公益を担う社会を実現する 【政策目的】 ○市民が公益を担う社会を実現する。 ○特定非営利活動法人をはじめとする非営利セクター(NPOセクター) の活動を支援する。</p>								

施策・事業シート (概要説明書)															
担当府省名	厚生労働省	予算事業名	(独) 福祉医療機構 (基金事業)												
担当局庁名	社会・援護局	上位施策事業名	長寿・子育て・障害者基金	作成責任者											
担当課・室名	福祉基盤課	事業開始年度	平成2年度	福祉基盤課長 藤澤 勝博											
他省庁、自治体等における類似事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人JKA(助成事業規模:27億円(H20計画)) ※社会福祉の増進に係る助成分</li> <li>・日本財団(助成事業規模:39億円(H20計画)) ※公益・ボランティア支援関係事業に係る助成分等</li> </ul>														
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担															
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度										
	助成事業の要望 (件数)	件	1,461	1,956	1,849										
	" (金額)	百万円	5,051	6,564	5,717										
	助成事業の交付決定 (件数)	件	839	1,014	931										
	" (金額)	百万円	3,149	3,372	3,049										
	予算執行率	%	96.8	104.0	99.1										
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	<p>地域の創造性や主体性を活かした、地域のニーズに応じたきめ細かい福祉活動が継続的に行われるよう支援していくため、①地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に応じたきめ細かな事業について優先的な採択を行うことにより、全助成件数の80%以上がこれらの事業となるよう、また、②助成事業の85%以上が助成終了後も継続されるよう、事業を行っているところ。</p>														
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度										
	地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業の採択率	%	81.4	84.3	82.3										
	助成事業終了後の事業継続率	%	91.3	92.7	92.7										
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方向性、課題等)	<p>「独立行政法人整理合理化計画 (平成19年12月24日閣議決定)」において、基金にかかる助成対象団体・法人の固定化を防止し、政府から出資された基金で幅広く助成配分するという観点から、採択基準を見直すことを指摘されたことから、平成20年度に募集要領の改正、採択基準の見直しを図ったところである。</p> <p>また、基金の運用についても、最大限の助成金が確保されるよう、運用方法の見直し等により、その運用の効率化を図ることを指摘されていることを受けて、平成20年度に運用計画の見直しをしたところである。</p> <p>なお、厚生労働省独立行政法人評価委員会において、平成20年度の業務実績評価は5段階評価で4の評価を受けている。(自己評価も4としている)</p> <p>本事業は、NPOやボランティア団体などによる、独居老人への地域での配食や見守りのような、公的サービスが十分でない分野の活動や、NPOなどの民間が担った方がよりきめ細かく温かみのある活動、民間の創意工夫を生かした独創的・先駆的な活動は必要不可欠であり、身近な地域で安心して暮らしていくことのできる社会作りに貢献するものである。</p> <p>また、資金助成だけでなく、外部有識者による事業評価結果をフィードバックしたり、フォローアップ調査などを通じて地域のNPOなどの活動を継続的に支援するものである。</p>														
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)															
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	<p>(沿革)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和63年度 100億円出資 (一般会計) 「在宅介護振興のための事業」を行うことが出資目的</li> <li>・平成元年度 600億円追加出資 (一般会計) 「福祉・保健・医療の連携のとれた高齢者等の生きがい・健康づくり事業等の推進のための事業」を行うことを出資目的に追加</li> <li>・平成2年度 社会福祉・医療事業団法の一部改正 長寿社会福祉基金設立</li> <li>・平成8年度 500億円追加出資 (一般会計) 高齢者・障害者福祉基金設立</li> <li>・平成10年度 1,200億円追加出資 子育て支援基金(900億円)設立 (一般会計) 障害者スポーツ支援基金(300億円)設立 (一般会計)</li> <li>・平成12年度 400億円追加出資 (一般会計) 子育て支援基金への追加出資</li> <li>・平成16年度 独立行政法人福祉医療機構法の一部改正 障害者スポーツ支援基金の一部取崩し(△12.9億円)</li> </ul> <p>◎平成21年度時点の各基金の状況</p> <table border="1"> <tr><td>長寿社会福祉基金</td><td>700億円</td></tr> <tr><td>高齢者・障害者福祉基金</td><td>500億円</td></tr> <tr><td>子育て支援基金</td><td>1,300億円</td></tr> <tr><td>障害者スポーツ支援基金</td><td>287.1億円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,787.1億円</td></tr> </table>					長寿社会福祉基金	700億円	高齢者・障害者福祉基金	500億円	子育て支援基金	1,300億円	障害者スポーツ支援基金	287.1億円	合計	2,787.1億円
長寿社会福祉基金	700億円														
高齢者・障害者福祉基金	500億円														
子育て支援基金	1,300億円														
障害者スポーツ支援基金	287.1億円														
合計	2,787.1億円														

## 背景

平成元年の消費税導入とその見直し論議、平成8年の特別減税(住民税、個人所得税)の廃止、平成9年度の消費税率の引上げ等の国民の負担の増に関連し、国として政策的に、社会的に弱い立場にある方々の対策を充実するため、基金の設置・増設を図ってきた。

## 経緯

【昭和63年度】政府出資(100億円)

「在宅介護振興のための事業」を行う基金を創設。

【平成元年度】長寿社会福祉基金の設置(600億円)

「在宅介護振興のための事業」を充実強化し、福祉・保健・医療の連携のとれた高齢者等の「生きがい・健康づくり事業等」の推進を図るため、原資を積み増し。

【平成8年度】高齢者・障害者福祉基金の設置(500億円)

ボランティア団体等多様な主体が参加した在宅福祉の充実、従来の施策の枠を越えたきめ細やかな在宅福祉等を支援するため、基金を創設。

【平成10年度】子育て支援基金(900億円)、障害者スポーツ支援基金(300億円)の設置

子育て支援や青少年の非行防止・健全育成等を支援するとともに、スポーツを通じて障害者の社会参加を図るため、2つの基金を創設。

【平成12年度】子育て支援基金の増額(400億円)

子育て支援の一層の充実を図るため、小中学生を対象とする事業を拡大するため、子育て支援基金に積み増し。

## 基金事業の意義

**民間セクターが行う、社会的に弱い立場にある方への対策を支援し、福祉の増進を図る。**

1. 国や地方公共団体などが行う福祉サービスでは十分カバーすることができないニーズに対応するNPO法人、非営利の任意団体等の行う草の根的で独自の・先駆的な活動に対して助成し、これらの団体とその活動を育成・支援し、地域福祉の振興を図る。

(例) ホームレスの自立支援、母子家庭、DV家庭への支援、自殺防止の取組など

・公的なサービスが行き届かない制度の谷間や制度外のニーズに柔軟に対応

・地域における様々な福祉需要への対応

・低所得者等への配慮

(国や地方公共団体の施策と運動し、地域における福祉の底上げを図るとともに制度・施策を下支えすることでシナジー効果が得られる。)

2. 国や地方公共団体の施策に沿った先駆的・モデル的な活動を行う全国規模の団体に対して助成し、全国的な波及効果を奨励し、福祉水準の向上を図る。

(国や地方公共団体の施策を後押しし、普遍的な効果が得られる。)

3. 平成10年3月に開催された長野パラリンピック冬季競技大会における日本選手団の活躍等により障害者スポーツが国民の注目を集めたことを背景に、障害者がスポーツを通じ、積極的な社会参加を図る等の障害者スポーツの育成・強化等の事業に助成することにより、障害者スポーツの振興を図る。

・障害者スポーツの各種競技大会、育成・強化に係る助成は、ほとんどが基金に依存

(障害者の社会参加と国民の理解と関心を高める。)

## 改善策

草の根活動や障害者スポーツ等への支援という原点を踏まえつつ、政策との連携を一層推進することとし、①貧困対策 ②子ども、母子家庭、DV対策 ③障害者関連等といった現下の政策課題の比重を高めていくよう検討する。

兵庫県で障害者基金 助成事例

NPO法人 ひやしんす (神戸市)  
「精神障害者の就労支援「宅配サービス」事業」

高齢者・障害者福祉基金...助成金額2,000千円



ひやしんすの歴史

精神病院の患者とスタッフで、自立生活を目指して、平成15年に地域の中で喫茶店を開業。営業を続けながら、自治会活動への積極的な参加などを通して、地域社会との絆を育んできた。

NPO団体に積極的に助成

助成事業

独居老人への宅配、見守りサービス...精神障害の方たちが担い手



これまでの活動から...

- ・喫茶店を営業してきたが、さらに地域のお役に立ちたい
- ・自分たちの力を試したい
- ・力を借りたい人がいる



宅配弁当の拡充  
お試し弁当など企画し  
独居のお年寄りへの宅配を拡充

広報活動  
サービスについての地域説明会の開催や  
広報誌の発行

成果

- ・地域のお役に立っている実感によって、メンバーの自信と意欲がアップした
- ・活動によって、地域の理解が一層深まり、自治会活動などにも参加している
- ・事業に弾みがつき、従来からの事業の拡大・充実にもつながってきた



講習会の開催  
介護技術、お年寄りへの話しかけ方などを学ぶ

先進事例に学ぶ  
先駆的な活動事例に学ぶための見学会を実施



様々なお手伝い  
外出困難なお年寄りのための見守り、簡単な買い物役所へのお使いなど

兵庫県で障害者基金 助成事例

NPO法人 日本移植者スポーツ協会  
「全国移植者スポーツ大会事業」

障害者スポーツ支援基金(一般分)...870,000円



臓器移植者の皆さん

心臓、肝臓、腎臓その他の臓器の移植者

- ・臓器移植をしていても、健康や体力づくりのための運動は好ましいが、始めるきっかけが無い
- ・子どもさんの場合、療養期間が長かったために他のお友だちとの体力差があり、自信がない
- ・社会復帰、社会参加に自信が持てるよう

助成事業

大会の開催・運営  
大会の企画、開催、運営  
参加者募集、医療スタッフ確保...



全国移植者スポーツ大会

移植者の活躍のPR  
移植者の皆さんのスポーツで活躍する姿をPRする作品展の開催  
マスコミへのアピールなど

成果

単に保護される立場からの脱却...

- ・臓器移植の理解を一層広く深める
- ・臓器を提供くださった方とその家族に、元気な姿をみていただいて、感謝を示す
- ・臓器移植者にスポーツや体力づくりの機会ときっかけをつくる
- ・臓器移植者がスポーツを通じて自信を取り戻し社会復帰、社会参加に弾みをつける



機構

- ・施策やサービスの狭間となっている分野や、特定の障害・疾患などの専門的分野にも積極的に支援
- ・広報誌、WAMNETなどで広く活動を紹介

**第2WG 評価コメント**

## 評価者のコメント

## 事業番号2-32 (独)福祉医療機構

- 基金は一旦国に返還すべき。運用益を用いた事業は毎年の予算査定を経ないので、税金・保険金の使い方として不適切。
- 基金運用益により事業実施する意味はあまり感じられない。税金の使途として、事業の必要性や必要額についてしっかりと査定できるシステムに戻すべき。
- 毎年度運営交付金＋新規事業費を厚労省に予算申請し、認められた上で事業を遂行していく形でよい。このように福祉医療機構だけで助成する団体・活動を国民に開かれた場ではなく決められる状態は恣意的運用も招くおそれがある。もちろん効率のよい運営が行われにくい。ぬるま湯状態になることは避けられないだろう。
- NPO等の事業内容は有意義である。但し、元来政府出資(＝税金)で設立された団体。過去の積立金は国庫に返して、事業については透明性のあるプロセスで必要であれば毎年一般財源を充てるべき。国庫の運用で事業を行うのは、不適當。国庫からは完全に独立して事業をしていき、市場競争の中で勝負していくべき。
- 基金を持つ必要はない。
- 福祉医療機構が支援しているすべての活動が、交付金でまかなえるのなら基金を運用するという業務をはぶいて、機構内の業務を簡素化するべきだ。本当に国民が必要とする活動に助成金を交付しそのスタートアップを支援し、やがては自立できる活動になる様に仕向けていくべきだ。
- お金がか先で、事業を後から考えている。毎年度きちんと査定を受けるべきである。平成21年10月19日の社会保険病院等の資産の譲り受けに要する資金について、役立つ分野に転換すべきである。
- 年金・健康保険福祉施設整理機構から民間医療法人に売却される場合に、福祉医療機構が買い取り資金を貸し付ける予定だが、安値払い下げの疑惑を招くのでやめてほしい。基金は国に返すべきだと思うし、別勘定でやっている融資がどれだけ民間金融機関と違うことができるのか疑問がある。
- 子育て支援基金、長寿基金、高・障基金の一部(1/3程度)をまず国庫に返すべき。分権的に事業を行う方が効率的な場合があるので、基金は有意義。ただし、効率化するためのインセンティブがビルトインされていない。ガバナンスに問題がある。
- 天下り2人が常勤として勤務している。事業を行う人件費約3億円かかっている。NPOなど現場からは使い勝手がよいとの意見もあるので、今後のあり方について政務三役を中心に議論してほしい。

## WGの評価結果

(独)福祉医療機構

## 見直しを行う

(廃止 0名 自治体/民間 0名 見直しは行わない 0名  
見直しを行う 13名:

ア.全額を国庫に返納

(必要な事業について毎年度予算措置) 11名

イ.(独)福祉医療機構の管理費を削減 9名

ウ.その他 2名)

### とりまとめコメント

---

結論は、見直しを行う。

まず基金を全額国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算要求をしてもらいたい。そして、独法の運営については、相当まだまだ無駄があるため、管理費の削減をお願いしたい。理事長におかれてはこの点を徹底してもらいたい。

付け加えるならば、公益を担う市民の活動が大事なのは言うまでもないが、このやり方でやり続けるのがよいかどうか、原点に立ち戻って検討してもらいたい。

とりわけ国、地方、独法など様々な手段で、子育て、障害者、長寿の方への支援を行っているが、総合的な政策パッケージとして一刻も早くまとめるよう、制度官庁として厚労省をお願いしたい。

なお、理事長は民間の方だが、この独法にもまだまだ天下りがたくさんある。取引先の公益法人、財団法人についても天下りが存在する。民主党は、天下りのいる公益法人等は全廃すると言っている。この方針を踏まえ、取引も見直してもらいたい。随意契約、指定法人制度のあり方の見直しについても、付け加えてお願いしたい。理事長には頑張ってもらいたい。

施策・事業シート（概要説明書）

担当府省名		厚生労働省		予算事業名		独立行政法人雇用・能力開発機構運営費交付金等		
担当局庁名		職業能力開発局 職業安定局 労働基準局		上位施策事業名		多様な職業能力開発の機会を確保すること／働く者の職業生涯を通じて持続的な職業キャリア形成への支援をすること／勤労者生活の充実を図ること／雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること／労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること		
担当課・室名		職業能力開発局総務課 職業安定局総務課 労働基準局勤労者生活部企画課		事業開始年度		平成15年度  (職業能力開発局) 課長 井上 真 (職業安定局) 課長 宮川 晃 (労働基準局) 課長 野口 尚		
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）		独立行政法人雇用・能力開発機構法 雇用保険法第63条第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号等 中小企業労働力確保法第7条第1項 雇用保険法の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）附則第6条等 職業能力開発促進法第16条第1項		関係する通知、計画等		第8次職業能力開発基本計画（平成18年厚生労働省告示第449号） 独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標		
実施方法		雇用・能力開発機構の運営に関する経費は、運営費交付金、事業費補助金及び施設整備費補助金から構成されている。 <input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： <input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先：独立行政法人雇用・能力開発機構 実施主体： <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： <input checked="" type="checkbox"/> その他（運営費交付金						
支出先が独法、公益法人等の場合	役員総数（官庁OB/役員数）	4(1)/8	常勤役員数	4(1)/7	非常勤役員数	0/1	監事等	1/2
	職員総数	3,689	内、官庁OB	25(15)	役員報酬総額	114,238千円	官庁OB役員報酬総額	56,408千円
	積立金等の額	53,312百万円	内訳	積立金 22,988百万円 前期中期目標期間繰越積立金 25,762百万円 当期採算分利益 3,561百万円 財源形成種子補給基金 1,000百万円		今後の活用計画	今後の支出に備えた必要な目的積立金等である	
事業/制度概要	目的（何のために）	労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、公共職業能力開発施設の設置及び運営や雇用管理の改善に対する援助等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、職業能力の開発及び向上、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。						
	対象（誰/何を対象に）	離職者、在職者、学卒者及び事業主等						
	事業/制度内容（手段、手法など）	①独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条の規定に基づき実施する職業訓練、指導員の養成、キャリア・コンサルティング等の能力開発業務や雇用管理に関する相談等の業務の財源の一部に充てるための同機構に対する運営費交付金の交付 ②職業能力開発業務、雇用開発業務及び勤労者財産形成促進業務の事業費の補助 ③独立行政法人雇用・能力開発機構が設置・運営する公共職業能力開発施設等の整備費の補助						
コスト	平成22年度概算要求額		人件費					
	事業費	59,235 (①28,769 ②29,270 ③1,196)	百万円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数		
	人件費	34,512 (①34,512)	百万円	担当正職員	34,512,391 千円	3,697	人	
総計	93,747 (①63,281 ②29,270 ③1,196)	百万円	臨時職員他	- 千円	-	-	人	
これまでの同様の予算項目の予算額等（財源内訳/単位百万円）	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額				
	H19(決算額)	112,182		-				
	H19(決算上の不用額)	5,289		-				
	H20(決算見込額)	105,578		-				
	H21(当初予算)	105,932		-				
	H21(補正予算)	14,130		-				
H22概算要求	93,747		-					
平成22年度予算内訳（補助金の場合は負担割合等も）	<負担割合はすべて10/10。金額はすべて平成22年度要求額。> ① 独立行政法人雇用・能力開発機構運営費交付金 (63,281百万円) 【労働保険特別会計雇用勘定】 ② 雇用開発支援事業費等補助金等 (29,270百万円) 【労働保険特別会計雇用勘定】（一部労災勘定） ③ 独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費補助金 (1,196百万円) 【労働保険特別会計雇用勘定】							
事業/制度の必要性	(独)雇用・能力開発機構は、公共職業能力開発施設の設置・運営等により、今年度約19万人の離職者、在職者及び学卒者に対する職業訓練を行っている。 雇用失業情勢が厳しさを増す中、雇用のセーフティネットとして、離職者の早期再就職を図るための職業訓練の重要性は、ますます高まっている。 また、我が国の中小企業における技能継承や国際競争力の維持・向上のためには、我が国経済のあらゆる領域の発展と関連する「ものづくり」分野における高度・先導的な職業訓練は、大変重要となっている。 さらに、職業訓練の実施に当たっては、これを担う職業訓練指導員の養成・再研修の実施や、これらと密接な雇用管理の改善に関する相談、雇用開発業務の助成金等の関連業務も大変重要である。 国民が安心して職業訓練を受講する機会が確保され、我が国の将来を担う人材が育成されるよう、これら職業訓練を全国規模で効率的かつ確実に実施し、国の責務を全うすることが不可欠である。 なお、労使の各団体からも、国が責任を持って職業訓練を担うべきとの強い意見が提出されている。							

**施策・事業シート（概要説明書）**

<b>担当府省名</b>	厚生労働省	<b>予算事業名</b>	独立行政法人雇用・能力開発機構運営費交付金等		
<b>担当局庁名</b>	職業能力開発局 職業安定局 労働基準局	<b>上位施策事業名</b>	多様な職業能力開発の機会を確保すること／働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること／勤労者生活の充実を図ること／雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること／労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること		<b>作成責任者</b>
<b>担当課・室名</b>	職業能力開発局総務課 職業安定局総務課 労働基準局勤労者生活部企画課	<b>事業開始年度</b>	平成15年度		(職業能力開発局) 課長 井上 真 (職業安定局) 課長 宮川 晃 (労働基準局) 課長 野口 尚
<b>他省庁、自治体等における類似事業</b>	他省庁における類似事業は存在せず、自治体等においては職業訓練を実施しているが、下欄のとおり適切な役割分担が図られており、類似事業は存在しない。				
<b>他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担</b>	<p>自治体や民間と連携・役割分担を図るとともに、労使の意見を踏まえるための協議会を開催する等により、民間でも実施可能な分野の職業訓練は民間で、地域の産業に必要な基礎的な職業訓練は都道府県において実施している。</p> <p>(独)雇用・能力開発機構は、次の理由から民間や都道府県で実施することが困難な、雇用のセーフティネットとしての離職者訓練や、高度・先導的なものづくり訓練を実施している。</p> <p>① ものづくり訓練など高度な訓練設備・訓練指導員を必要とする訓練はコスト的に事業が成立し難いため、受け皿となる民間教育訓練機関がないこと、個々の都道府県ではスケールメリットが働かず、また、実施体制に大きなバラツキがあるため、全国ネットワークによるスケールメリットを活かした訓練設備の配置や訓練指導員の養成が可能な国が行う必要があること</p> <p>② 最先端の技術に対応した新たな分野のカリキュラムの開発やその不断の見直し、指導員の養成、研修等による全国の訓練水準を維持・向上させていくことは、民間や個々の都道府県では困難であること</p> <p>③ 都道府県によって、行政の重点分野の考え方から職業訓練の実施規模や内容に格差があること</p>				
<b>活動実績</b>	<b>【活動指標名】 / 年度実績・評価</b>	<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>
	【離職者を対象とする職業訓練】 離職者訓練の実施件数	件	132,538	113,330	102,368
	【高度技能者の養成のための職業訓練】 高度技能者養成訓練の在校生数	人	7,364	7,439	7,303
	【在職者を対象とする職業訓練】 在職者訓練の受講者数	人	81,910	50,498	43,803
	【能力開発業務の助成金】 助成金の制度内容等の変更の個別相談件数	件	43,152	33,798	30,697
<b>予算執行率</b>		%	96.4	95.5	93.3
<b>成果目標</b> (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	<p>独立行政法人雇用・能力開発機構の中期目標・中期計画を達成する。(平成21年度)</p> <p>【離職者を対象とする職業訓練について】 施設内訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率を各年度とも80%以上とすること。</p> <p>【高度技能者の養成のための職業訓練について】 専門課程及び応用課程の修了者のうち、就職希望者の就職率を95%以上とすること。</p> <p>【在職者を対象とする職業訓練について】 受講者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から職業能力の向上に役に立った旨の評価が得られるようにすること。また、事業主の指示により職業訓練を受講した場合については、当該事業主についてもアンケート調査を実施し、80%以上の者から受講者に職業能力の向上が見られた旨の評価が得られるようにすること。</p> <p>【能力開発業務の助成金について】 説明会終了時に調査を実施し、80%以上の者から、助成金等の制度の理解に役立った旨の評価が得られるようにすること。</p>				
<b>成果実績</b> (成果指標の目標達成状況等)	<b>【成果指標名】 / 年度実績・評価</b>	<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>
	【離職者を対象とする職業訓練】 施設内訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率	%	81.6	82.0	78.5
	【高度技能者の養成のための職業訓練】 専門課程及び応用課程の修了者のうち、就職希望者の就職率	%	98.3	98.4	96.9
	【在職者を対象とする職業訓練】 受講者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から職業能力の向上に役に立った旨の評価率	%	97.1(受講者) 95.2(事業主)	97.8(受講者) 96.2(事業主)	98.3(受講者) 97.7(事業主)
	【能力開発業務の助成金】 80%以上の者から、助成金等の制度の理解に役立った旨の評価率	%	92.1	89.1	87.6
<b>事業/制度の自己評価</b> (今後の事業/制度の方向性、課題等)	独立行政法人雇用・能力開発機構の事業の成果は、独立行政法人評価委員会において毎年度評価が行われているところであり、平成20年度業務実績については「業務運営の効率的・効果的実施については、一般管理費及び業務経費の節減、常勤職員数の節減、当委員会からのアンケート結果を活用した業務改善など、着実に取り組みが進められており、能力開発業務、雇用開発業務等についても、目標を上回る評価や実績を上げている」との評価を受けている。				
<b>比較参考値</b> (諸外国での類似事業の例など)	-				
<b>特記事項</b> (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	<p>同機構については、平成20年12月24日閣議決定「雇用・能力開発機構の廃止について」において、同機構の廃止及び他法人等への業務移管に係る法制的措置を平成22年度末までを目途に講ずることとされている。</p> <p>このため、平成22年度の概算要求においては、同機構の事業の必要な見直しを行い、徹底したコスト削減に努めた上で、職業訓練の実施等に係る必要最小限の経費937億円（前年比△122億円、△11.5%（内訳としては、人件費△約44億円、修繕及び管理経費△約52億円、助成金等△20億円、施設整備費△5億円））を計上したところである。</p>				

# 雇用・能力開発機構の事業の徹底したスリム化による予算半減、人員23%削減

平成23年度

(H21予算)	(H22要求10/15)	(H22見直し)
約1074億円	→ 約953億円	→ 約859億円
H22年度も最大限見直し、概算要求より更に94億円削減 人件費、修繕及び管理費、助成金等の削減		
職員数3689人(H21)	→	職員数3560人(H22)
事務職1637人 指導員2052人		事務職1527人 指導員2033人
職業能力開発総合大学校(1所)		
H21年度 58億円 281人		H22年度 50億円 272人
事務職113人 訓練職168人		事務職105人 訓練職167人
職業能力開発大学校(ポリテクカレッジ)(10所)		
H21年度181億円975人		H22年度156億円951人
事務職254人 訓練職721人		事務職237人 訓練職714人
職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)(61所)		
H21年度427億円2138人		H22年度358億円2062人
事務職975人 訓練職1163人		事務職910人 訓練職1152人
地域職業訓練センター(83所)		
H21・22年度16億円		
コンピュータカレッジ(12所) (訓練機器借料、土地借料等)		
私のしごと館(1所) H21年度 10億円 H22年度 4億円		
(運営委託費及び維持管理費) (H22年廃止予定)		
国際能力開発支援センター(1所) H21・22年度 3億円		
(維持管理費) (H22年廃止予定)		
アビリティガーデン(1所) (H20年度末廃止済み)		
雇用管理に関する相談・事業主への助成等の業務		
H21年度 197億円(助成金194億円)		
H22年度 137億円(助成金135億円)		
勤労者財産形成促進業務 H21・22年度 5億円		
※その他は、人員の本部職員H21年度295人、H22年度275人及び予算H21年度177億円、H22年度130億円の本部経費及び委託訓練経費である。		

○予算543億円に半減(H23年度予算)	
業務移管、常勤職員の非常勤化等により削減	
○職員2844人に23%削減(H23年度見込み)	
事務職1176人	訓練職1668人
※事務職は、訓練開拓・指導業務、就職支援業務等を実施	
職業能力開発総合大学校(1所)	45億円 242人
事務職	93人 訓練職 149人
職業能力開発大学校(ポリテクカレッジ)	139億円 872人
事務職	231人 訓練職 641人
職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)	295億円 1513人
事務職	635人 訓練職 878人
ものづくり分野における職業訓練に加え、新たに求職者支援制度に不可欠な「訓練開拓・指導業務」を実施	
都道府県(希望し受入条件が整う都道府県)	
地方自治体(希望し受入条件が整う自治体)	
廃止	
労働局	
勤労者退職金共済機構	

移管  
移管  
移管  
移管  
移管

# 新 体 制

## 国の責任において行う求職者支援制度における訓練開拓・指導業務、ものづくり訓練を確実に実施する体制

### ①求職者支援制度における訓練開拓・指導業務

民主党マニフェストで「月額10万円の手当つき職業訓練制度により、求職者を支援する」とされる求職者支援制度は、鳩山政権の雇用対策の目玉であり、次期通常国会に法案を提出して平成23年度から実施予定。

これを機能させるためには、全国ネットワークの下で、求職者等に対する職業訓練を質量ともに確保するため、訓練実施機関や訓練コースを開拓し、就職に必要な訓練カリキュラムの作成について強力に指導することを国の責任で行うことが必要。

### ②ものづくり訓練

民主党政策集INDEX2009において「時代にあった公共職業訓練の充実」及び「より高度で実践的な職業能力を有する人材育成のための職業訓練校の展開」が盛り込まれている。

ものづくり産業における中小企業等の中核となる人材を育成するものづくり訓練は、我が国経済の基盤強化に不可欠であり、全国ネットワークの下で、スケールメリットを活かした訓練設備の配置や訓練指導員の養成を行うことが必要。

業務

## 業務を限定して移管

雇用・能力開発機構を廃止し、求職者支援制度における訓練開拓・指導業務、ものづくり訓練に限定して、高齢・障害者雇用支援機構に移管。  
【高齢・障害・求職者雇用支援機構（略称「雇用支援機構」）】（仮称）

## 雇用支援機構の5原則による無駄の徹底した排除

- ①天下りの排除（現在、公務員OB役員3人。22年2月の役員改選時に公募に切り替え）
- ②外部委託は全て一般競争入札（最低価格落札方式）とし、透明性を確保
- ③各事業の数値目標を公表
- ④移管の際に改めて採用試験を行い、希望、意欲及び能力のある職員を高齢・障害者雇用支援機構に採用し、職員が不足する場合は公募
- ⑤本部事務所の移転による本部統合効果の実現

理念

## 予算の削減効果

- 平成21年度予算1074億円、平成22年度予算要求（10月15日時点）953億円 → 更なる見直しで859億円に削減
- 平成23年度に、雇用能力開発機構に係る業務を雇用支援機構（略称）へ移管する際には、平成21年度予算1074億円を半減し、543億円

※ 雇用促進住宅を、その譲渡・廃止までの間、暫定的に運営（家賃収入で運営し、国費は入らない）

行政刷新会議事業仕分けWGにおける雇用・能力開発機構  
に関するヒアリングに対する厚生労働省のスタンス

- 1 雇用・能力開発機構の方向性について、11月10日に、長妻大臣から、
  - ① 雇用・能力開発機構の平成22年度予算について、21年度予算1,074億円を953億円で要求しているところであるが、更なる見直しで859億円まで削減すること（21年度比、約2割削減）
  - ② 平成23年度の高齢・障害・求職者雇用支援機構（仮称）への業務移管の際には、平成21年度予算1,074億円の半減を行い、543億円とすること
  - ③ 平成23年度の高齢・障害・求職者雇用支援機構（仮称）への業務移管の際に、職員を約2割削減することを内容とするスリム化した案を厚生労働省自らが示して、行政刷新会議WGのヒアリングに臨むこととの指示があった。
- 2 これに対して、本日開催された行政刷新会議WGからは様々な厳しい指摘や意見が寄せられた。これらの趣旨は、もっとスリム化して業務を縮小させるという方向であり、長妻大臣からの指示と基本的に同じ方向性と認識している。
- 3 ついては、今までの検討に加え、更に、以下の検討を行いたい。
  - ① 民間等への委託訓練については、平成22年度予算要求において機構173億円（約7万人分）、都道府県235億円（約10万人）としていたが、本日、厚生労働省から提示した案では、機構88億円（約3万人）、都道府県297億円（約13万人）としており、定型化された委託訓練の都道府県への移管を更に進めたい。
  - ② ポリテクセンターの都道府県への移管については、都道府県が受け入れやすい条件を整備するなど、更に移管の促進に向けた努力をしてまいりたい。  
ただし、一部の都道府県においては引き続き国の責任でポリテクセンターの運営を行って欲しいとの声や、移管するにしても経費を負担して欲しいとの声もあるが、移管が進むよう努力したい。
  - ③ 職業能力開発総合大学校については、
    - ア 訓練指導員としての就職率が40%であることが批判されたが、これについては、平成21年度から定員を1学年120人に削減したところであり、21年度入学生の卒業時には訓練指導員としての就職率が60%の水準に改善すると考えているが、これが更に向上するよう努力していきたい。
    - イ 本日御説明した売却可能な敷地24万㎡のうち3万6千㎡（路線価格約23.4億円）については、売却することを決断し、これを可能限り高い売却益で売却するとともに、早期に対応していくこととする。
    - ウ 職員体制については、今後の学生の定員削減に合わせてスリム化を図ることとする。なお、本日、事務職員が多いと指摘されたが、職業能力開発総合大学校の事務職員のうち総務部門の職員は約半数であり、その他は調査研究部門など事業部門で従事する職員という事情がある。
  - ④ その他の資産についても徹底した見直しを行い、売却が可能なものについては売却を進める。

## 第2WG 評価コメント

### 評価者のコメント

#### 事業番号2-3 (独)雇用・能力開発機構運営費交付金等

---

- 職業訓練は、地方や大学にインセンティブをつけて移管。大専校については廃止。
- 職業能力開発総合大専校は、廃止する。時代のニーズにも合わなくなっており、国費の無駄遣いは許されない。ポリテクカレッジ・ポリテクセンターも地方、民間、各地の大学に移管する。
- 国がやるべき事業ではなく、現場(県、市町村)で実施が可能。その方がきめ細かい職業訓練が可能である。
- ①フィージビリティがまったくない。②需要の数的見方がない。③高度な技術は本来受益者が負担すべき。
- 同種・同規模の学校法人(ものづくり大学)並みの税金投入まで削減すべきである。
- 地方、都道府県に委ねていく中で高コストにならないようにチェックが必要。労働行政は全体整理が必要。
- 先進機器等を全国で国が導入していくというの是对応が遅い。県市町村で既に実施している。一律に各県で国がやる必要なし。新たな機構として実施すべきか否か再検討が必要。独法の要・不要ではなく、職業訓練の補助は不要。担える団体は県、大学、高専、民間企業など多い。雇用保険特会へ返すことを再考すべき。
- 雇用促進住宅の管理委託の合理化についての検討が必要。
- 基本は地方自治体が行うべき。自治体に移管を要請しても自治体が受け入れないものは、不安であるから受け入れられないということではないか。投入コストに比べてパフォーマンスが低いのではないか。高額なコストを投じた「高度」とする訓練は国が行うべき政策ではない。
- 職業能力開発総合大専校は高専や一部の大学でも代替可能。高度な技術を教育するならこちらの方が feasible でありコストが小さい。
- ポリテクセンター・ポリテクカレッジ等は都道府県に移すことに決まったはず。ポリテクセンター・ポリテクカレッジ等でやっているものは都道府県と重複しているので移すかやめることになっていたはず。高齢・障害者雇用支援機構にポリテクセンター・ポリテクカレッジの大半を移す必要なし。
- 職業能力開発・訓練などは都道府県でも実施している。高度技術について高いコストをかけて個人に投資する必要があるのか。実施可能な都道府県に事業を移管し広域で活用することも可能ではないか。

### WGの評価結果

---

(独)雇用・能力開発機構運営費交付金等

## 見直しを行う

(廃止 1名 自治体/民間 5名 見直しを行わない 0名

見直しを行う 8名:

ア.業務をスリム化し運営費を削減 8名

イ.委託訓練の都道府県移管を推進 8名

ウ.職業能力開発総合大学校の機能を縮小 5名

エ.不要資産を売却 6名

オ.その他 3名)

## とりまとめコメント

---

この機構に関しては廃止が決まっているが、それを前提として業務の見直しをしてほしい。とりわけ、まだまだ業務のスリム化ができる。都道府県や民間への委託についても、ポリテクセンターありきではなく、様々なオプションがある中での選択を進めるべき。

職業能力開発総合大学校については、廃止を含め検討してもらいたい(その際法改正を行うことも検討)。大学校のあり方によっては、広大な土地が不要になるので資産売却を進めるべき。廃止は前提だがさらなる合理化を進めてほしい。

## 独立行政法人の抜本的見直しについて

- 現在、優先度が高い独法についても事業仕分けを実施
- この成果を踏まえつつ、年明け以降、独法の抜本的な見直しを実施

### ● 見直しの視点のポイント

#### 1. 基本的姿勢

- ◎ 全独法の全事務・事業について、国民的視点で、実態を十分把握し、聖域無く厳格な見直し
- ◎ 独法制度自体の根本的見直しも含め、制度の在り方を刷新
- ◎ 事業仕分けを通じて明らかになった組織、制度などの課題に取り組み、結論を得たものから順次速やかに実行

#### 2. 見直しの視点

- ◎ 事務・事業の抜本的見直し
  - ◆ 必要性、効率性及び有効性の観点から見直し
  - ◆ 国民にとって真に不可欠か、民間や地方で実施できないか等
- ◎ 独立行政法人の廃止・民営化等
- ◎ 組織体制及び運営の効率化の検証
  - ◆ ガバナンス強化、厳格なコンプライアンスの確立、効率的・効果的な事業実施、透明性の確保
  - ◆ 社会経済情勢の変化に即応したバランスシート・キャッシュフローの最適なマネジメント

### ● 内部ガバナンスについて法整備を行う

#### 関連事項

- 独立行政法人整理合理化計画（19年12月24日 閣議決定）の扱い  
：当面凍結し、抜本的な見直しの一環として再検討。ただし、随意契約及び保有資産に係る事項については見直しを継続。
- 国の行政機関の定員の純減計画（18年6月30日 閣議決定）の扱い  
：計画上予定されていた新たな独法化案件（気象研究所、国有林野事業）による純減を除き継続。
- 不要資産の国庫返納  
：来年度予算での対応ができるよう法令上の措置を速やかに行う。

## 独立行政法人の抜本的な見直しに当たっての視点（案）

### 基本的姿勢

1. 従来の独立行政法人の見直しは抜本的な改革として徹底されたものとは言い難く、国民の不信感は払拭されていない。
2. このため、全ての独立行政法人の全ての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域無く厳格な見直しを行う。
3. 見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。見直しの過程において、主務大臣が説明責任を果たすとともに、事務・事業の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該事務・事業の廃止等の措置を講じる。  
また、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する。
4. 今後、以下の視点により、各独立行政法人について、今回の「事業仕分け」を通じて明らかになった組織、制度などの課題に取り組み、結論を得たものから順次速やかに実行する。その際、国の財政支出の見直し等を徹底する。

### 見直しの視点の考え方

全ての独立行政法人について、以下の視点で抜本的な見直しを行う。

なお、独立行政法人は、公共的見地から確実にを行う必要がある事務・事業を担うものであるため、国の事業に対して行われる「事業仕分け」の結果、廃止、民営化等とされる政策に基づく事務・事業については、原則、国と同様に廃止・民営化等の措置を講じることは当然である。

#### 1. 事務・事業の抜本的見直し

今回の「事業仕分け」の成果を踏まえつつ、全ての独立行政法人の全ての事務・事業について、必要性、有効性及び効率性の観点から、次の視点に立って抜本的に見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠なものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間の参入を阻害しているもの、国が一定の関与を行うことで民間が実施可能なものは民間において実施できないか。
- ③ 公的主体が行うべきものであっても、事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地域に分散させることが可能なもの又は地方で類似の事務・事業を行っているものなどについては、地方公共団体で実施できない

か。

- ④ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を行っている他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑤ 国自らが直接行うことが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業を移管できないか。

## 2. 独立行政法人の廃止・民営化等

事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化及び移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。

## 3. 組織体制及び運営の効率化の検証

上記の見直しと併行して、事務・事業を実施するにふさわしい組織体制及び効率的な運営について、ガバナンスの強化、効率的・効果的な事業実施の実現及び透明性の確保の視点から検証し、必要な措置を講じる。

- ① 独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえ、内部ガバナンス、国の関与の在り方をどう構築すべきか。また、厳格なコンプライアンスをどう確立すべきか。
- ② 主体的・効率的な運営、国民へのサービス向上を図るための体制の在り方は適切か。
- ③ 市場動向を含む社会経済情勢の変化に即応し、業務運営の変革やバランスシート及びキャッシュフローの最適なマネジメントを進めるなど、機動的・効率的なマネジメントが確立されているか。
- ④ 役員の任命、法人の長の意思決定は適切に行われているか。
- ⑤ 主体的・効率的な運営のための目標・計画の設定、業務の実施、第三者による事後の評価、評価を踏まえた見直しというサイクルは有効に機能しているか。
- ⑥ 事務・事業の実施方法、規模等は適切か。
- ⑦ 関連法人等との資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ⑧ 随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。
- ⑨ 保有資産（実物資産、金融資産）等の経営資源が事務・事業の目的・内容に照らして過大なものとはなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。
- ⑩ 自己収入の確保、既存財源の活用、民間の適正な負担の在り方の見直しなどを行い、国の財政支出の見直しが徹底されているか。
- ⑪ 独立行政法人の業務運営全般について情報公開が徹底されているか。また国民の理解を深めるための情報提供が徹底されているか。

## 独立行政法人の抜本的な見直しについて

平成21年12月25日  
閣議決定

すべての独立行政法人について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、抜本的な見直しを行う。

### 1. 基本的姿勢

- (1) 従来の独立行政法人の改革は抜本的な見直しとして徹底されたものとは言い難く、国民の不信感は払拭されていない。
- (2) このため、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。
- (3) 見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。見直しの過程において、主務大臣が説明責任を果たすとともに、事務・事業の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該事務・事業の廃止等の措置を講じる。  
また、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する。  
なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。
- (4) 今後、下記2.に掲げる視点により、独立行政法人について、平成21年11月に行政刷新会議が実施した事業仕分け（以下「事業仕分け」という。）を通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつつ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる。その際、国の財政支出の見直し等を徹底する。

### 2. 見直しの視点

すべての独立行政法人について、以下の視点で抜本的な見直しを行う。

なお、独立行政法人は、公共的見地から確実に実施する必要がある事務・事業を担うものであるため、国の事業に対して実施した事業仕分けの結果、廃止、民営化等とされる政策に基づく事務・事業については、原則として、国と同様に廃止、民営化等の措置を講じる。

#### (1) 事務・事業の抜本的な見直し

事業仕分けの成果を踏まえつつ、すべての独立行政法人のすべての事

務・事業について、必要性、有効性及び効率性の観点から、次の視点に立って抜本的に見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠なものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間の参入を阻害しているもの、国が一定の関与を行うことで民間が実施可能なものは民間において実施できないか。
- ③ 公的主体が実施すべきものであっても、事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地域に分散させることが可能なもの又は地方で類似の事務・事業を実施しているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
- ④ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を実施している他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑤ 国自らが直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業を移管できないか。

## (2) 独立行政法人の廃止・民営化等

事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。

## (3) 組織体制及び運営の効率化の検証

上記の見直しと併行して、事務・事業を実施するにふさわしい組織体制及び効率的な運営について、ガバナンスの強化、効率的・効果的な事業実施の実現及び透明性の確保の観点から検証し、必要な措置を講じる。

- ① 独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえ、内部ガバナンス、国の関与の在り方をどう構築すべきか。また、厳格なコンプライアンスをどう確立すべきか。
- ② 主体的・効率的な運営及び国民へのサービス向上を図るための体制の在り方は適切か。
- ③ 市場動向を含む社会経済情勢の変化に即応し、業務運営の変革やバランスシート及びキャッシュフローの最適なマネジメントを進めるなど、機動的・効率的なマネジメントが確立されているか。
- ④ 役員の任命及び法人の長の意思決定は適切に行われているか。
- ⑤ 主体的・効率的な運営のための目標・計画の設定、業務の実施、第三者による事後の評価及び評価を踏まえた見直しというサイクルは有効に機能しているか。
- ⑥ 事務・事業の実施方法、規模等は適切か。
- ⑦ 関連法人等との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ⑧ 随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。ま

た、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。

- ⑨ 保有資産（実物資産、金融資産）等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとはなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。
- ⑩ 自己収入の確保、既存財源の活用、民間の適正な負担の在り方の見直し等を行い、国の財政支出の見直しが徹底されているか。
- ⑪ 独立行政法人の業務運営全般について情報公開が徹底されているか。また、国民の理解を深めるための情報提供が徹底されているか。

### 3. 関連事項

- (1) 「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。ただし、随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める。

なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。

- (2) 「国の行政機関の定員の純減について（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）」については、純減目標数から平成 22 年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数（森林管理関係における人工林の整備、木材販売等の業務を非公務員型独立行政法人に移行することに係る純減数（2,041 人）及び気象庁関係における気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることによる純減数（174 人））を除くこととし、他の重点事項については着実に実施する。

- (3) 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについては、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）」にかかわらず、行政改革推進本部の議を経ることを要しない。

## 政府関連公益法人の徹底的な見直しについて

平成 21 年 12 月 25 日  
閣 議 決 定

国家公務員出身者が役員又は職員等に在籍する公益法人（以下「政府関連公益法人」という。）について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、徹底的な見直しを行う。

### 1. 基本的姿勢

(1) 公益法人（注）と行政（国又は独立行政法人をいう。以下同じ。）の関係に関する従来の見直しは十分なものとはいえず、政府関連公益法人と行政の関係に対する国民の視線には厳しいものがある。

（注）特例民法法人、新制度の公益法人、特例民法法人から一般法人に移行した法人で国が所管するものをいう。以下同じ。

(2) このため、行政からの支出又は権限の付与（注）により政府関連公益法人に実施させている事務・事業について、これらが国家公務員出身者の報酬の財源を確保する手段となっているのではないかという批判があることを踏まえ、国民的な視点から徹底的に見直しを行う。

（注）行政以外の公的主体・関係団体等からの支出又は権限の付与のうち、行政が関与するものを含む。以下同じ。

(3) 見直しの結果、政府関連公益法人に実施させている事務・事業に関し、廃止、縮小、実施主体の変更等を行うべきものについては、政府関連公益法人への支出又は権限の付与の廃止、補助金等により造成された基金の返納等必要な措置を速やかに講じる。

(4) 支出又は権限の付与を継続する場合には、継続の理由を公表し国家公務員出身者の採用の透明化等を行うなど、政府関連公益法人への行政の関与の在り方について国民が納得しうるような条件を整備する。

(5) 見直しの過程において、主務大臣等（注）は、国民に対する説明責任を果たすとともに、政府関連公益法人への支出又は権限の付与の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該支出又は権限の付与の廃止等の措置を講じる。

（注）公益法人への支出又は権限の付与を行う大臣又は独立行政法人の長をいう。以下同じ。

- (6) 公益法人は民間法人であり、強制的に公益法人を廃止することは困難であるが、政府関連公益法人に実施させている事務・事業の見直しの結果、法人として存続できず解散に至る政府関連公益法人が出てくることは想定しうる。

## 2. 見直しの視点

政府関連公益法人に対する行政からの支出又は権限の付与に関して、以下の視点で見直しを行う。

- (1) 行政が政府関連公益法人に実施させている事務・事業の徹底的な見直し  
今回の「事業仕分け」の成果も踏まえつつ、必要性、有効性、効率性、緊要性、官民の役割分担、規制改革の観点から、次のような視点に立って徹底的な見直しを行う。
- ① 国民生活にとって真に不可欠であり、かつ、早期に実施するべきものであるか。
  - ② 事業性を有するもの、民間企業等の参入を阻害しているものなどについては、民間企業等において実施できないか。
  - ③ 事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地方公共団体で類似の事業を行っているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
  - ④ 政府関連公益法人が契約の相手方となる随意契約は、真に合理的なものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。
  - ⑤ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を行っている他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
  - ⑥ 行政が直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で国の行政機関等が事務・事業を実施することができないか。
  - ⑦ 事務・事業の実施に伴う国民や地方公共団体等の負担を軽減させることができるか。
- (2) 業務運営に対する主務大臣等の指導監督等の強化  
上記の見直しと併行して、行政からの支出又は権限の付与を受けて事務・事業を実施する政府関連公益法人の業務運営に対し主務大臣等による適正な指導等が行われてきているかどうか等について、次のような視点に立って検証し、主務大臣等による指導監督等の強化に反映する。
- ① 事務・事業の内容、実施方法、規模、体制等は適切か。
  - ② 保有資産等の経営資源が事務・事業の目的・内容に照らして過大なものとなっていないか。
  - ③ 行政との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
  - ④ 行政からの支出又は権限の付与を受けて実施する事務・事業について情報公開が徹底されているか。また、国民の評価・検証に資するとともに理解を確保するための情報提供が徹底されているか。

# 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の概要

総務省

## 背景

独立行政法人整理合理化計画や行政刷新会議ワーキンググループの「事業仕分け」等により、独立行政法人の保有資産の見直しが進展。

## 改正目的

独立行政法人について、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付けることにより、その財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図る。

## 改正事項

### 1. 独立行政法人通則法の改正

- 不要財産の処分及びその処分計画の中期計画への記載を義務付け
- 政府出資に係る不要財産について、国庫への返納又は売却収入の納付、これに伴う減資等を規定
- 民間出資等に係る不要財産について、払戻手続等を規定

### 2. 関係法律の整備等

- 独立行政法人個別法における、上記通則法の改正による出資持分の払戻し禁止規定の改正等、関係法律の規定の整備等を行う。

平成21年11月30日

行政刷新会議（第4回） 資料

## 行政刷新の観点から今後に臨む基本姿勢(案)

平成21年11月30日

行政刷新会議

1. 今日、わが国は、行政全般において、時代に合わなくなった制度や事業、あるいは無駄な予算や組織などについて大幅な見直しが求められている。一方、わが国の財政はいまや危機的な状況に直面している。これらのことを国民に率直に訴え、思い切った行政の刷新をはかり、予算や事業執行の無駄を排して、よりスリムで、より効果的な行政の姿を創り出していく必要がある。

むろん、既存の事業の見直しや予算の縮減には、関係者などから様々な批判や論難を受けることが避けられないことも事実である。しかし、それにひるんでいては、わが国の将来を描くことはできないばかりか、財政は破綻を余儀なくされ、ひいては次代の国民に塗炭の苦しみと背負い切れない負担をもたらすことになりかねない。

いま必要なことは、政治が勇気を持ってこの現状を変革し、国民に顔を向けた政府及び希望が見える社会の実現に向かって大きく歩み出すことである。

そもそも、今次の政権交代はそうした勇気と決断を求める国民の願いを受けて生まれたのであり、本行政刷新会議はその歴史的な事業を成し遂げるために立ち上げられたものである。

国民の現在と将来のために、いかなる困難があろうとも、その厚い壁を打ち破り、行政の無駄を排して前進する覚悟がなければならない。

2. 行政刷新会議の下で試みられた「事業仕分け」の作業は、幾つかの成果と教訓をわれわれにもたらした。

第一に、一部とは言え、予算編成のプロセスが国民に開示され、その過程でいかなる議論が行われているのかを国民の目に明らかにした。このニュースを見、報道を注目した多くの国民は、自らその現場に立ち会っている感覚をもって、これを注視していたとも言われている。

第二に、この開かれた討議を通じて、国民の目線から、税金がどのように使われ、あるいは無駄が行われているかを直接に知る機会を提供した。

政治は国民が提供する税の使い方に責任をもって管理することが求められており、それが民主主義あるいは国民主権の根幹でもあることを改めて再確認することができた。

一連の作業を通じて明らかになった第三は、一旦予算に組み込まれると、当該事業が既得権化して見直されることが少なく、またその実施過程において作られる組織や機構を経る中で最終的な受益者である国民にその効果が及ぶまでに多くの間接経費、すなわち高い人件費や不効率な管理経費に消えてしまうという実態も目立ったということであった。こうした所謂「中抜き」が一種の常態と化していることも知った。われわれは今や、過去のしがらみにとらわれることなく、既存の事業や予算を国民と共に吟味し、必要な場合には、大胆にその改革を断行していく気概を持たなくてはいけない。

そして第四に、一つひとつの事業やこれに予算をつけるに際しては、その目的はもちろん、その手法の適否や効果の有無について、国民に対し十分な説明責任を果たしていくのでなければならないということであった。もはや、官僚による、官僚のための、不透明な予算編成プロセスそのものを繰り返すことは止めにしなくてははいけない。

3. 当面する平成 22 年度予算編成に際しても、以上の観点からそのあり方を見直していく必要がある。

われわれはすでに先の会合において、「事務事業の横断的見直しについて」問題提起をしているが、これらと併せ、ここに改めて、その基本方向を提示するものである。

- (1) 重複の排除
- (2) 補助金交付の効率化
- (3) モデル事業継続の見直し・排除
- (4) 政府広報等の重点化
- (5) IT 調達システムの厳格な見直し
- (6) 基金の見直しと返還
- (7) 独立行政法人及び公益法人向け支出の検証と削減
- (8) 特別会計の精査と見直し

これらに加えて、中期的な視野から、さらにその刷新をはかるべき事業が残されている。

(9) 国と地方の役割分担を踏まえた事業の見直し

(10) 独立行政法人のあり方と存続に関する徹底した見直し

(11) 無駄や非効率を恒常的に監視する体制整備の検討  
などがそれである。

平成 22 年度予算編成のプロセスを通じて、よりスリムな、言わば筋肉質の国家予算を編み上げるとともに、明らかにされた諸課題にさらに粘り強く挑戦していくことを改めてここに確認する。

# 独立行政法人地域医療機能推進機構法案のポイント

## ① 法案の趣旨

社会保険病院・厚生年金病院については、社会保険庁から（独）年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）に出資されて運営しているが、地域医療に貢献しつつ安定的な運営が図られるよう、病院売却を進めるという従来の方針を転換し、RFOから引き継いで新たな受皿となる（独）地域医療機能推進機構を設立する。

## ② 新法人の概要

名称 独立行政法人地域医療機能推進機構  
業務 現在の社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の3グループ全体を対象とし、新たな機構が保有し運営する病院として位置付ける。

## ③ 新法人の設立等

- ・ 機構の設立時期は平成23年4月1日とし、それまでの間はRFOの存続期限を延長する。
- ・ 船員保険病院については、平成22年1月1日にRFOに出資する。
- ・ 機構は、設立の際に、社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院をRFOから承継する。
- ・ 機構は、平成25年3月31日までを準備期間として、それまでの間は病院の運営を従来の特例民法法人に委託して行う。

## ④ その他

- ・ 新たな国民負担（税・保険料）は求めない。
- ・ これまで国から委託を受けて運営してきた社会保険関係団体の改革を行う。
- ・ 5年後を目途に機構の在り方について検討を行う

法律の施行日：平成23年4月1日（一部公布の日）

## 独立行政法人ガバナンス検討チームについて

### 趣旨・概要

- 独立行政法人のガバナンスのあり方を検討するため、内閣府特命担当大臣（行政刷新）の下に、副大臣・政務官級及び有識者で構成する「独立行政法人ガバナンス検討チーム」を設置する。

事務局長 大島内閣府副大臣

構成員 内閣府（行政刷新担当）、総務、財務、文部科学、厚生労働の副大臣、政務官及び有識者

- まずは、来年4月から独立行政法人に移行する6つの国立高度専門医療センター（※）について集中的に検討を加え、12月～1月中を目途に一定のとりまとめを行う。

※国立がんセンター（東京都）、国立循環器病センター（大阪府）、国立精神・神経センター（東京都）、国立国際医療センター（東京都）、国立成育医療センター（東京都）、国立長寿医療センター（愛知県）の6センター

- 有識者メンバーは、当面、以下のとおりとする。（敬称略・五十音順）

伊東賢治 公認会計士

大久保和孝 公認会計士

近藤達也 医薬品医療機器総合機構 理事長

境田正樹 弁護士

塩田浩平 京都大学 副学長

志賀櫻 弁護士

筒泉正春 社会医療法人愛仁会 理事長

正木義博 済生会横浜市東部病院 院長補佐

森川富昭 徳島大学附属病院 病院教授

吉川廣和 DOWAホールディングス株式会社 会長

※ 必要に応じ、オブザーバーの参加もある。

### 庶務

検討チームの庶務は、内閣官房において処理する。

## 独立行政法人ガバナンス検討チーム参集者

- ※ 大島 敦 (内閣府副大臣)  
泉 健太 (内閣府大臣政務官)  
渡辺 周 (総務副大臣)  
階 猛 (総務大臣政務官)  
野田 佳彦 (財務副大臣)  
鈴木 寛 (文部科学副大臣)  
足立 信也 (厚生労働大臣政務官)
- 伊東 賢治 (公認会計士)  
大久保和孝 (公認会計士)  
近藤 達也 (独立行政法人医薬品医療機器総合機構 理事長)  
境田 正樹 (弁護士)  
塩田 浩平 (国立大学法人京都大学 副学長)  
志賀 櫻 (弁護士)  
筒泉 正春 (社会医療法人愛仁会 理事長)  
正木 義博 (済生会横浜市東部病院 院長補佐)  
森川 富昭 (国立大学法人徳島大学附属病院 病院教授)  
吉川 廣和 (DOWAホールディングス株式会社 会長)

※：事務局長

(敬称略)

## 独立行政法人ガバナンス検討チーム取りまとめ

### ～NCのガバナンスのあり方について

#### 1. 独立行政法人通則法のガバナンス強化に関する改正案(別添資料を参考)

##### (ア) 現行の問題点について

現行の独立行政法人通則法では、理事長に業務運営の全権限が集中している構造になっており、チェック&バランスの仕組みが事実上存在しない。

##### **(イ) 提言1. 理事長、理事、監事に対するチェック&バランスの仕組みを導入する**

- ① 業務執行権者(理事長)と重要事項(重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財、重要な使用人の選任及び解任等)についての業務執行決定権限者(理事会)を分離する。
- ② 理事長及び理事の任命権を主務大臣に専属させない仕組みにする。
- ③ 理事長・監事の任命権者が理事長・監事を任命するに際しては、事前に「役員選考委員会(仮称)」の承認を経るものとする。
- ④ 理事の任命権を理事長に専属させないようにする。
- ⑤ 理事長が理事を任命するに際しては、事前に「役員選考委員会(仮称)」の承認を得るものとする。
- ⑥ 監事は常勤とする。
- ⑦ 監事の権限を強化する。
  - 監事に理事会に出席し意見を述べる権限及び義務、理事及び理事会に対する事業報告を求める権限、独法の業務及び財産の状況調査権限、理事会招集権限を与える。
  - 監事室を新たに設置し、独法はその予算を確保する。監事は監事補助者(会計・法律・経営・医療の専門家等)を自らの責任で採用することができ、かつその人事評価権を専有する。

##### **(イ) 提言2. 内閣府行政刷新会議内に「独立行政法人ガバナンス委員会」を新た**

**に設ける。**

同委員会内に、①役員選考委員会(仮称)、②予算・決算管理委員会(仮称)、③業務運営監視・コンプライアンス委員会(内部通報窓口など)(仮称)、④評価委員会(仮称)の各分科会を設ける。

- ① 役員選考委員会(仮称)は、理事長、理事、監事の選考を行う(会計監査人の選考は、監事が行う)。
- ② 予算決算管理委員会(仮称)は、予算及び決算の掌理を行う。
- ③ 業務運営管理委員会(仮称)は、法令順守の監視・監督、レジデントの労務管理、内部通報窓口、不正を行った役員(理事長・理事・監事・会計監査人)に対する責任追及を行う。
- ④ 評価委員会(仮称)は、法人の業務の実績の評価等を行う。

**(ウ) 提言3. 理事会の直轄機関として、執行役員から構成される業務全体の統括するための執行会議を常設機関として置く。**

たとえば、がんセンターの場合には、各事業所(中央病院、東病院、がん予防・検診研究センター、がん対策情報センター、及び研究所)について、各一名の執行役員を選任するものとし、当該執行役員は責任をもって当該事業所の事業を執行するものとし、各事業所における職員の人事権についても、原則として執行役員に属するものとする。(管理職など理事会の人事権に服するものはこの限りではない)

- ① 具体的な法人の業務について、人事・労務部門、経理・財務部門、リスクマネジメント・法務部門、臨床担当部門、公衆衛生担当部門、研究部門、調達その他総務部門などの各部門に分類し、本部機構に、それぞれの部門の責任者を配置するとともに、上記各部門について所管する担当理事を定めるものとする。
- ② 執行役員については、上記のとおり重大な職責を担うため、その選任は理事会の決議事項とする。
- ③ 法人の公正かつ透明な組織運営の実現のため、執行役員及び管理職について、厚生労働省からの職員及び天下り官僚の登用は行わないものとする。

**(エ) 提言4. 理事長の選考基準を明確にし、その選考方法プロセスを国民にとつてわかりやすいものとする。**

- ① 理事長の選考基準を定め、選考基準に該当する者が出てこない限り、安易な選定は行わない。たとえば、国立がんセンターの場合には、以下の実績があることを要件とする。
  - 病院又は研究所の経営・運営の経験及び実績があること。
  - 臨床又は研究分野において、医師としての業績があること。医師でなくても、経営・運営の経験及び実績があればよいという考え方もあるが、どんなにマネジメント能力が高い医師であっても、例えば手術が下手等、医師としての評価が低いと、人心が付いてこないという専門職集団の性質はあるため、医師であることが望ましい。
  - 就任予定のNCが掲げるべき理念(ミッション)を職員及び国民に対して提示し、実践すること。
  - 就任後、理事長はアンケートやヒアリング等によって職員の生の声を聴き、環境改善に役立てること。特にレジデント、看護師、事務職、非常勤や雇用関係のない者の声にも耳を傾け、必要な措置を講ずること。
- ② 理事長の選任方法
  - 公募によって必ずしも良い人材を得られるとは限らず、新政権において始めて発足する独法を任せる人材は、政治のリーダーシップで決定するという考え方もある。
  - 公募か否かに関わらず、独立行政法人ガバナンス委員会に設ける役員選考委員会の推薦を得て、行政刷新担当大臣が任命する。
  - 理事長の任に耐えうる人材に出会うまで選考を繰り返す。時間がないからといって準備不足のまま拙速に選任することは現に慎まなければならない。
- ③ 理事の選考基準
  - 医療関係者を過半数とする。臨床又は研究分野において、医師としての業績があること。診療科単位等の経営・運営の経験及び実績があること。
  - 医療関係以外の者は、病院・研究所・企業等の経営・運営の経験及び実績があること、又は、法務や会計に関する経験及び実績があること。

#### ④ 理事の選任方法

- 公募か否かに関わらず、独立行政法人ガバナンス委員会に設ける役員選考委員会の推薦を得て、理事長が任命する(通則法改正後は、役員選考委員会の推薦を得て、行政刷新担当大臣が任命する)
- 理事の任に耐えうる人材に出会うまで選考を繰り返す。時間がないからといって準備不足のまま拙速に選任することは現に慎まなければならない。

#### ⑤ 注意事項

- 理事長・理事には、役所からの出向者及び役所 OB は認めない。

### **(オ) 提言5. 評価委員会の位置付けについての見直しを行う。**

- ① 評価委員会は、政府全体におけるガバナンスの重要な役割を果たしていることを考えると、内閣府で一元的に取り扱うべきものであり、所管省庁を移管すべき。
- ② 評価委員会の審議内容が国民にも分かりやすいものとするとともに、審議内容を全てインターネットで公開する。
- ③ なお、診療や研究等、事業の専門性故に、国民が分からないものとするのではなく、できるだけ一般の国民が理解できるような形(方法、内容)で説明をするように心がけ、当該法人へ支出している根拠について、広く国民からの理解を得られるようにしなければならない。

### **(カ) 提言6. 理事長が法人内で責任ある体制を構築するために、経営企画室(仮称)を設置し、予算の実質的な配分権を行使できる環境を整備する。(役所等の出向者が実質的な予算配分権を持たないよう体制を構築する)**

- ① 経営企画室(仮称)を設置し、院内の予算掌理(事業仕訳)が、実質的にできる部署を設置する。
- ② 予算編成は、理事長がミッションを示し、それに対して、予算を編成するプロセスを確立するとともに、それらのプロセスが広く理解できるものとする。

### **(キ) 提言7. 監事の役割と機能を強化する**

- ① 監事室を設置(6センター共通の監事組織を確立)。
- ② 監事室に配置の常勤職員の人事評価は監事が行い、それらが人事評価に反映されなければならない

- ③ 監事室には常勤職員のほか、非常勤職員として(会計・法務の専門家、経営・組織・ガバナンスの専門家、臨床等診療に関する専門家)を雇う。なお、非常勤職員については予算化し、任命は監事の責任において、監事自身で選定を行う。
- ④ その他
  - 独立行政法人として、監事監査の品質管理を行うための制度的な枠組みを検討する。
  - 評価委員会と監事が果たすべき役割の相違点に留意が必要。監事は、中期計画・年度計画に書かれていることが適切に実行されているかどうかを、業務的視点から検証を行い、健全な業務の適否を検証する。但し、各種計画を前提として適切な資源配分または一定の研究成果の有無については、専門家の意見を聞きながら実行を行う。

## 2. 財務会計について

### **(ア) 提言 8.借入金債務の承継はしない**

- ① NCのミッションと社会的位置づけについて
 

もともとNCは、最先端医療に取り組み、そのコストは国が負担すべきものとして国策として設置されていることを前提にするならば、本来は、一般会計で措置されるべきものであるが、財政上、財源の不足分を、財政投融资制度の活用により補っていた実態があったことは否めない。
- ② NCの経営の自立性を高める
  - 運営費交付金の性質は、本来は、収支差補てんであって、渡切り経費として用途を特定しないのが原則である。それを前提とすると、債務を承継しないとしても、借入金返済に伴う元利金払い相当額の運営費交付金を削減すれば収支の計算上は、同じことになる。
  - 名目運営費交付金額を減額し、自己財源による運営資金を増やすことで、用途の自由度を高めることで、NCの自立性を確保する。
- ③ 予算の透明性の向上による自己規律の確立
  - 債務を負うことと経営のガバナンスを強化することは、直接的な相関関係にあるものではない。(借入金が多ければ、経営が健全化するというものではない。)
  - 予算及び運営費交付金についての透明性を高めるために、予算の組み立て方を一般的にみてもわかりやすいものとするとともに、決算との関係が明確になるように予算を組み立てる。
  - 予算(及び運営費交付金)について、事後評価ができるよう決算との

関係性を明瞭にし、決算に対する評価を翌々年度の掌理に反映させる仕組みを構築するとともに、それらの議論のプロセスをインターネット等を通じて社会一般に公開する。

- ④ NC に対するガバナンスを強固にすることで健全性を確保  
NC のガバナンス体制を強化し、理事長の権限と責任を明確にしたうえで、経営責任を明確にする。
- ⑤ 借入金債務に対する資産の裏付けが不明瞭である。
  - 現存する資産について将来生み出すキャッシュフローとの関係が明確に示されていない中で(借入年度・借入金額と購入資産との関係が不明瞭)、借入金を引き継ぐことができない(財源別資産の関係)。
  - 借入金の具体的な返済計画が示されることなく、過去の負債を継承することは、経営のインセンティブを損なう。
  - 債務残高の中に、財政投融资の制度上の取り扱いから生じている債務の累積額もあり、実質的に見たときに、財投による償還期間と購入資産の耐用年数との間にずれが生じ、後年度に借入金負担が累積していく構造により残ったものがある。

**(イ) 提言9. 独立行政法人会計基準を採用せず、一般企業会計原則を採用する。**

- ① 会計原則として、独立行政法人会計基準を採用せず、一般企業会計原則を採用し、表示ルールとして病院会計準則(一部見直しが必要)などを適用する。
- ② 独立行政法人会計基準を採用しない根拠
  - 現行の独法会計基準は一般的に理解されにくい(ほとんどの人が理解できていない)。
  - 現行の独法会計基準は、理論的に完成はしているが、ほとんど利用用途がなく、わかりにくいものとなっているのが現実。
    - (ア)『損益計算書』のお尻の意味がない。
    - (イ)『行政サービス実施コスト計算書』は重要な書類であるが、存在自体なじみがない。
    - (ウ)とりたてて、わかりにくくさせているのは「損益外減価償却費」であり、利益調整を図るために複雑な構造を作り上げてしまっている。
  - 現行の独法基準はモラルハザードを助長している面が否めない。  
いい経営をしても悪い経営をしても『損益計算書』のお尻の結果が変わらない(ほとんどの法人は費用進行基準を採用しているため)。
- ③ 反論に対する論拠

- 「赤字」と表示することへの抵抗感があるとの意見もあるが、NC は、国策事業として実施される政策医療であり、そもそも、赤字であることは恥すべきことではない。(=むしろ、赤字額を明示して、国策医療としての立場を明確に示したうえで、堂々と、国から財源措置してもらうことで、運営費交付金等の透明性を高める。)
- 問題は、赤字の“額”の大きさであり、その負担関係(受益者負担なのか国民負担なのか)が重要な情報となる。(現行会計基準はそのあたりを見えにくくしている)
- 民間並みの財務諸表の適用を義務付け、同種事業(民間病院等)を実施している民間プレーヤーと比較対象されることによる規律が与えられる。とくに、NC は、諸外国の高度先進医療を行っている病院との比較ができるようにして、高い規律付けを行う。
- 民間とはちがう独法独特の制度的差異による影響の説明は、注記や附属明細などの付属情報で補完すれば十分であり、本表はあくまで一般に理解されやすい情報を提供すべきである。
- 現在、議論され策定途中である国際公会計基準(IPSAS)も、民間基準であるIFRSをベースとしており、基本的枠組みは同じである。特に、最近の流れは民間企業と公的機関の違いを(つまみ食いではなく)認識して、しかも各国の国際比較ができるようにしようとしている。

**(ウ) 提言10. 現行よりも更に情報開示を徹底し、規律付けを行う。読み手が必要としている情報を、わかりやすく示す。**

- ① 事業活動の情報開示
  - 事業報告書の充実(意思決定プロセスとしての内部統制の開示):ガバナンス、内部統制、コンプライアンス等の体制整備及び運用状況に関する報告
  - 注記情報の充実及び損益に関する説明の明確化
  - 予算の組み立てにあたっては、皆の幸せを実現する「まんだら」により示し、ステークホルダーごとの関係性を明瞭にする。
  - セグメント情報の充実
    - (ア) 予算とセグメント単位との関係を直接的なものとする
    - (イ) 病院、研究所別のほか、予算及び評価と連動できる単位でセグメントを設定する。
    - (ウ) セグメント情報のなかに財源を明確にさせる。

**(イ) 提言11. 情報開示のあり方に関する検討チームを早期に設置し、現行の課題踏まえて今後のあり方について討議する。**

- 財務情報及び非財務情報の別を明示する。

- 表示方法、注記情報及び附属明細書のあり方について検討する。

**(ウ) 提言12: 予算に関する透明性を向上するために、国民にとって理解しやすく、かつ、決算との関係が明確になるような、予算の組み立て方に関する検討チームを設置し、答申を出す。**

- ① 予算偏重主義から脱却し、決算重視とするために、決算をベースとして評価し、翌々年度の予算に反映できる仕組みを確立。
- ② 決算との関係がわかりやすい予算の組み立てのあり方についての検討を行い、予算の作り方を示す。

### 3. デューデリジェンスの実施

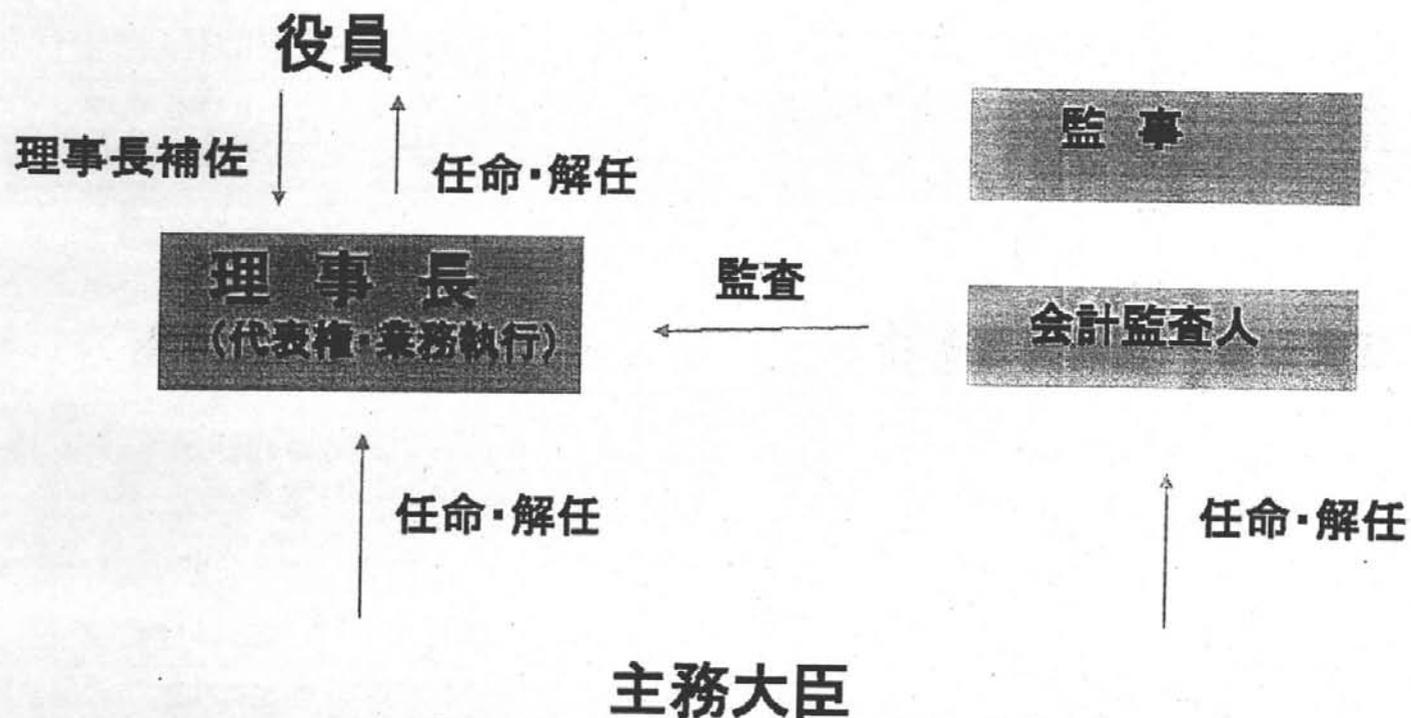
- ① 将来キャッシュフローの正確な予測について
- ② 期首、貸借対照表の資産掌理の厳格な実施

### 4. その他

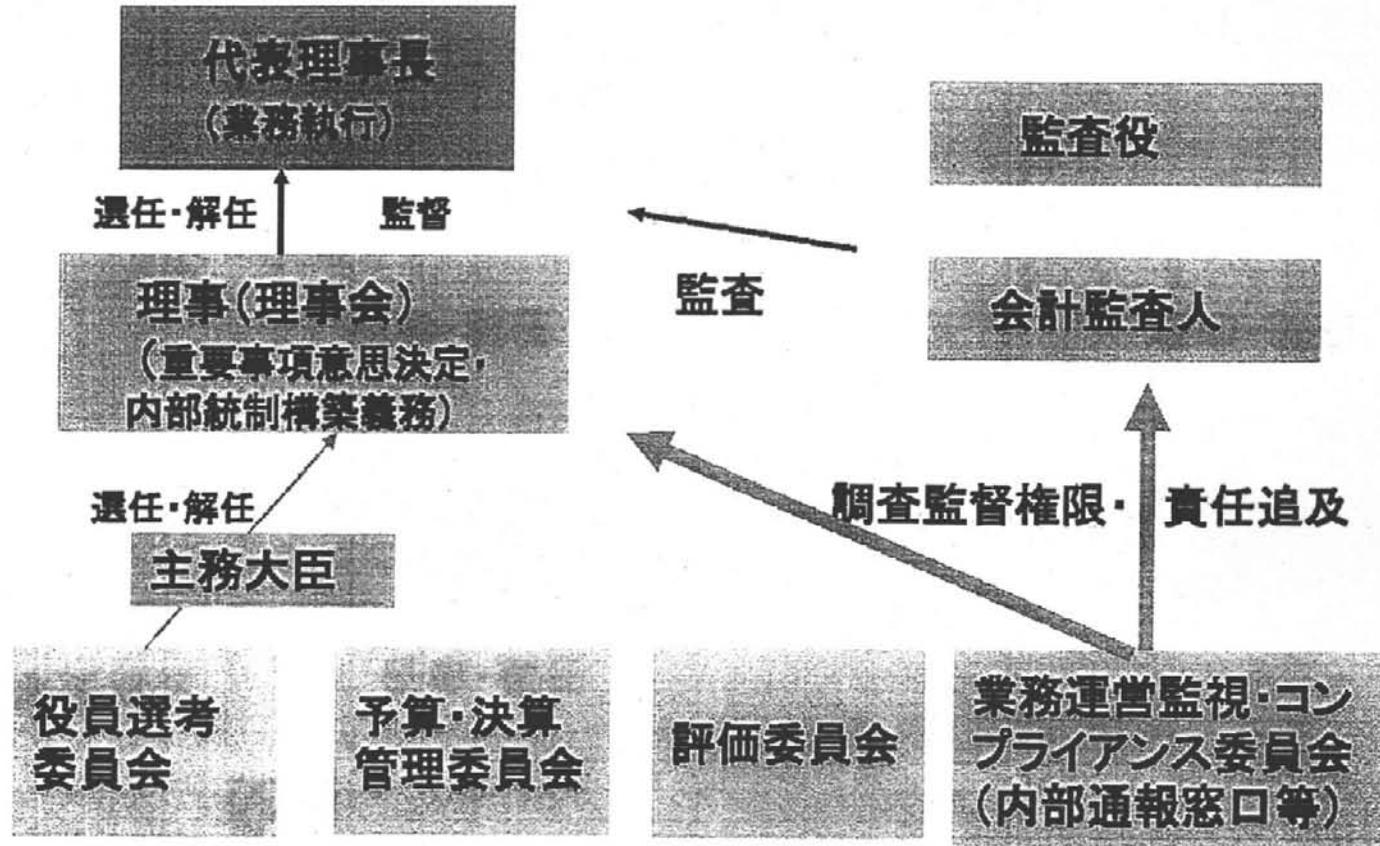
- (ア) 中期計画は、所管省庁が策定するものとするが、年度実施計画は、独立行政法人において策定する。
- (イ) 政府の関係団体の会計基準について、内閣府で一元管理をして統一的な解釈に基づく、統一的なルールを設定すべき(設置主体ごとに会計基準そのものを変更することで、財務情報の透明性を阻害)

以上

# 現行独立行政法人のガバナンス構造



# 独立行政法人のガバナンス改革案



独立行政法人管理委員会

## 研究開発を担う法人の機能強化検討チームの設置について(案)

(研究開発力強化法附則第6条を踏まえた検討<sup>\*1</sup>)

平成21年12月

### 1. 主 旨

研究開発法人<sup>\*2</sup>は、国の科学技術政策・研究開発活動において、極めて重要な役割を有している。我が国が科学技術の力で世界をリードしていくためには、研究開発法人の機能の強化が喫緊の課題<sup>\*3</sup>。

鳩山総理が提唱した温室効果ガス25%削減目標の達成には革新的技術が不可欠であるなど、高度化・複雑化する地球規模課題に対応するための科学技術の活用が求められており、研究開発法人の強化が必要。

こうした認識の下、最も適切な研究開発法人制度等について検討するため、「研究開発を担う法人の機能強化検討チーム」を設置する。

### 2. 検討事項

- (1) 「国立研究開発法人」制度の構築を視野に入れた最も適切な研究開発法人制度
- (2) 「国立研究開発法人」制度における人材養成及び優秀な研究人材確保のための研究員システムの構築
- (3) 「国立研究開発法人」を各省で共同利用するなどの各省連携、国際機能の強化
- (4) 「国立研究開発法人」制度における研究開発の特殊性を考慮した制約の排除や制度の改善
- (5) 国立大学附属施設の運営のあり方
- (6) 独立行政法人通則法の準用のあり方

---

\*1 研究開発力強化法は、諸外国における研究開発システム改革に関わる法整備の動きを踏まえ、我が国の研究開発力の強化及び効率性の向上を図るため平成20年に議員立法で成立した法律。その附則第6条で施行後3年以内(平成23年10月まで)に見直しを行うこととされている。

\*2 研究開発等を行う独立行政法人。研究開発力強化法で定義。

\*3 民主党マニフェストで、研究力を世界トップレベルまで引き上げるための公的研究開発法人制度の改善が謳われている。

### 3. メンバー案

古川 元久	内閣府副大臣(主査)
鈴木 寛	文部科学副大臣(主査)
大島 敦	内閣府副大臣
津村 啓介	内閣府大臣政務官
階 猛	総務大臣政務官

※検討チームは、必要に応じ、メンバーを追加することができる。

### 4. 庶務

本検討チームの庶務は、内閣府の協力を得て、文部科学省において処理する。

## 研究開発法人の機能の強化に向けた対応について

「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」附則第6条への対応

平成21年12月

### 【現状認識】

- 研究開発法人は、多数の研究者や技術者等の組織的取組みにより、リスクが高い研究開発、長期的視野に立った先行投資が必要な研究開発、防災等の公共目的の研究開発、それらを効果的に推進するための支援や研究基盤の整備を実施する機関として、極めて重要な役割を有している。
- 熾烈な国際競争に打ち勝つために科学技術への投資を重視するという世界的潮流の中、我が国の研究開発法人の機能の強化が大きな課題。
- 優秀な研究人材の育成の重要性が増大。また、人材獲得競争も激化しており、国内外の優秀な研究人材を我が国に惹き付け、確保することが極めて重要。

### 【課題1】

研究開発業務は目的遂行の過程で様々な試行錯誤やブレイクスルーによる急速な展開を伴うものであり、また、研究開発計画によって資金供給も大きく変動する場合もあるなど、研究開発法人には、効率的な業務遂行等を目的として定型的な業務を行う他の独立行政法人<sup>\*1</sup>と同一に取り扱うことが適切ではない側面がある。(研究開発の進展と関係なく、研究経費・職員も含めた運営費交付金や人件費等の一律削減)。

また、創造的研究人材の育成のためには、能力を伸ばし、あるいは新たな能力開発を可能とする研究環境の提供が重要。一方、世界規模の「頭脳循環(ブレインサーキュレーション)」が加速しており、国内外の優秀な人材を確保することが困難。

研究開発法人の特性を踏まえた制度の検討が急務。

### (考えられる方策例)

- 国が設定した課題を達成することを目的とし、研究開発等を行わせるにふさわしい機関の在り方、例えば、「国立研究開発法人」(仮称)制度を創設
- 「国立研究開発法人」に対する研究開発に係る予算や人件費について、柔軟かつ弾力的な配分を行う

### 【課題2】

研究開発は、研究者や研究チームの力量にかかっている。創造的研究人材の養成とともに国内外から有為な人材を獲得するためには、研究者のキャリアパス上重要な役割を担う研究開発法人における研究者の雇用や待遇を抜本的に改善する必要がある。

### (考えられる方策例)

- 従来の公務員制度に準じた人事制度ではなく、グローバルな人材獲得競争に耐える研究開発の特殊性に応じた研究員システムを新たに構築 等

\*1 「独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)」

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国自らが主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

### 【課題3】

鳩山総理による温室効果ガス25%削減目標を受けた研究開発や、感染症対策など科学技術の更なる発展なしに解決策がない重要な課題の脅威が急激に増しており、府省の壁を超えて研究開発力を結集して対応することが不可欠。また地球規模課題の解決に向けた科学技術外交の強化が急務。

#### (考えられる方策例)

- 省を越えた研究協力や課題解決を可能とするため、研究開発法人を各省や民間とで共同利用(複数省からの予算支出を可能とする)
- 科学技術外交の中核実施機関として、国際共同プロジェクト等を推進
- 省横断的取組みや科学技術外交を適確に遂行するための政府の司令塔機能の強化  
等

### 【課題4】

研究開発独法に対する評価は、法人評価、プロジェクト評価など様々な観点で実施されており、研究者に過度な負担となっている。また、独法通則法の改正法案(前通常国会において廃案)においては、総務省に設置される独立行政法人評価委員会による一元的な評価が検討されており、研究開発業務の専門的な評価が困難になる可能性がある。

#### (考えられる方策例)

- 評価事務の合理化とともに国内外の専門的知見を結集したグローバルレベルの評価を可能とする  
等

### 【課題5】

研究開発業務は研究者の研究成果の蓄積を新たな研究開発につなげる知的財産の承継を伴うものであり、研究開発業務の実情にそぐわない従来の予算執行面の制約が、円滑な研究開発実施の障害になっている。

#### (考えられる方策例)

- 諸外国のグラント制度のように研究開発の特性に応じた柔軟な資金制度(年度をまたいだ予算執行の円滑化)
- 中期計画期間を超えた予算の繰越しや契約等を認め、研究支出の円滑化を進めるとともに、無駄を排除
- 特殊な研究機器調達では、専門的視点からの査定の上、合理的な契約等を実施

等

## 検討チームの今後の進め方について

(12月)

第1回 基本の方針についての検討等

第2回 研究開発法人及び研究者からのヒアリング

(1月)

第3回 海外の研究開発システム改革、研究機関に関する動向

第4回 論点の整理

(2月)

第5回 とりまとめ

第6回 (予備)

(参考：研究開発法人所管府省)

内閣府

総務省

財務省

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省

# 研究開発力強化法の概要

## 主な内容

- 人材の活躍環境の整備など研究開発等の推進を支える基盤の強化(第1章)  
理数教育の強化、人材の流動化の促進、国際交流の促進、若手等の能力の活用 等
- 研究開発の効率的推進(第3章・第4章)  
研究資金の戦略的配分・効率的活用促進、研究者の人的費一律削減への対応 等
- 研究成果の実用化の促進等による民間の研究開発力の強化(第5章)  
研究開発施設の共用の促進、物品・収益等の扱いの改善 等
- 研究開発システムの改革に関する内外の動向等の調査研究(第6章)
- 研究開発法人に対する主務大臣の要求(第7章)
- **研究開発法人の在り方の検討を踏まえた法の見直し(附則・附帯決議)**

### 附則第6条:

政府は、この法律の施行後三年以内に、更なる研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進の観点からの研究開発システムの在り方に関する総合科学技術会議における検討の結果を踏まえ、この法律の施行の状況、研究開発システムの改革に関する内外の動向の変化等を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 附帯決議:

研究開発システムの在り方に関する総合科学技術会議の検討においては、研究開発の特殊性、優れた人材の確保、国際競争力の確保などの観点から最も適切な研究開発法人の在り方についても検討すること。

## 研 究 開 発 法 人 の 概 要

No	法人名 (※は公務員型)	主務府省	主 な 業 務	常勤職員数 (人)注1	H21予算(億円)注2	
						国の財政支出 (億円)注3
1	沖縄科学技術研究基盤整備機構	内閣	・国際的に卓越した科学技術に関する研究開発 ・大学院大学の設置の準備	171	112	112
2	情報通信研究機構	総務	・情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発 ・同波数標準値の設定、標準電波の発射、標準時の通報 ・高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援	430	452	389
3	酒類総合研究所	財務	・酒類の高度な分析・鑑定(これらに伴う手法の開発を含む) ・酒類の品質に関する評価 ・酒類及び酒類業に関する研究・調査	49	12	12
4	国立科学博物館	文科	・博物館の設置 ・自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査研究 ・自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する資料収集、保管、公衆への観覧、教育普及事業	129	34	31
5	物質・材料研究機構	文科	・物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発	873	177	168
6	防災科学技術研究所	文科	・防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発	196	109	84
7	放射線医学総合研究所	文科	・放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発	511	140	118
8	科学技術振興機構	文科	・新技術の創出に資する研究及び企業化に向けた開発 ・科学技術に関する情報の流通促進・研究開発の交流支援 ・科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	1,709	1,154	1,067
9	日本学術振興会	文科	・学術研究に関する必要な助成 ・若手研究者の養成・確保 ・学術に関する国際交流の促進	102	1,572	1,568
10	理化学研究所	文科	・科学技術に関する試験・研究、その成果の普及・活用の促進 ・科学技術に関する研究者・技術者の養成・資質の向上	3,107	1,047	951
11	宇宙航空研究開発機構	文科	・宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術・航空科学技術に関する基礎研究、宇宙・航空に関する基盤的研究開発 ・人工衛星等の開発・打上げ・運用等	2,157	2,427	2,411
12	海洋研究開発機構	文科	・海洋に関する基盤的研究開発	925	457	403
13	日本原子力研究開発機構	文科	・原子力に関する基礎的研究及び応用の研究 ・核燃料サイクルを確立するために必要な技術の開発	4,683	1,927	1,848
14	国立健康・栄養研究所	厚労	・国民の健康の保持増進及び栄養に関する研究	46	9	8
15	労働安全衛生総合研究所	厚労	・事業場の災害予防並びに労働者の健康増進及び職業性疾病に関する研究	117	28	28
16	医薬基盤研究所	厚労	・医薬品技術及び医療機器等技術に関する研究開発及びその振興	83	129	122
17	農業・食品産業技術総合研究機構	農水	・農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究 ・生物系特定産業技術に関する試験及び研究の委託及びその成果の普及 ・近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授 ・農機具の改良に関する試験及び研究	2,946	608	506
18	農業生物資源研究所	農水	・生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究	387	123	74
19	農業環境技術研究所	農水	・農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究	180	42	33
20	国際農林水産業研究センター	農水	・熱帯、亜熱帯地域、その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究	189	41	38
21	森林総合研究所	農水	・森林及び林業に関する総合的な試験及び研究 ・林木の優良な種苗の生産及び配布 ・水源をかん養するための森林の造成に係る事業の実施 ・農用地及び土地改良施設等の整備	1,326	866	513
22	水産総合研究センター	農水	・水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究 ・さけ類及びます類のふ化及び放流 ・海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査	972	281	203

No	法人名 (※は公務員型)	主務 府省	主 な 業 務	常勤 職員数 (人)注1	H21予算(億円)注2	
						国の財政支出 (億円)注3
23	産業技術総合研究所	経産	・鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。 ・地質の調査を行うこと。 ・計量の標準を設定すること、計量器の検定、検査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと並びに計量に関する教習を行うこと。 ・産業技術力強化法に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その質の向上を図り、及びその活用を促進すること。	3,115	867	670
24	新エネルギー・産業技術総合開発機構	経産	・産業技術、新エネルギー及び省エネルギー技術に関する研究開発の実施、助成金の交付等 ・新エネルギー及び省エネルギーの導入・普及に係る助成金の交付等 ・京都議定書に基づく温室効果ガスの排出削減単位の取得等	944	2,424	2,347
25	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	経産	・石油等及び金属鉱物の探鉱等に必要資金の出資、融資及び債務保証 ・石油等及び金属鉱物の探鉱等に必要調査・研究・技術開発及び情報提供 ・石油及び金属鉱物産物の備蓄 ・鉱害防止に係る支援	472	19,636	1,285
26	土木研究所	国交	・土木技術に関する調査、試験、研究及び開発	486	129	100
27	建築研究所	国交	・建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発	92	23	21
28	交通安全環境研究所	国交	・自動車、鉄道等に係る安全確保、環境保全及び燃料資源の有効利用確保に関する研究開発等	101	30	22
29	海上技術安全研究所	国交	・船舶技術に関する研究開発	211	42	36
30	港湾空港技術研究所	国交	・港湾及び空港の整備等に関する研究及び技術開発	103	29	17
31	電子航法研究所	国交	・航空交通管理システム等に関する試験、調査、研究及び開発	60	22	17
32	国立環境研究所	環境	・環境の保全に関する調査及び研究 ・環境の保全に関する国内及び国外の情報の収集、整理及び提供	243	140	102
1	国立がん研究センター	厚労	平成22年度から研究開発法人に追加予定。			
2	国立循環器病研究センター	厚労	平成22年度から研究開発法人に追加予定。			
3	国立精神・神経医療研究センター	厚労	平成22年度から研究開発法人に追加予定。			
4	国立国際医療研究センター	厚労	平成22年度から研究開発法人に追加予定。			
5	国立成育医療研究センター	厚労	平成22年度から研究開発法人に追加予定。			
6	国立長寿医療研究センター	厚労	平成22年度から研究開発法人に追加予定。			

注1 常勤職員数(任期付きの常勤職員を含む。)は平成21年1月現在の数値。

注2: H21予算は、各法人の当初予算ベースの21年度全体の収入・支出に係る計画における支出予算の総額等(他勘定への繰入れを含む)。

注3: H21の国の財政支出は「平成21年度予算及び財政投融资計画の説明」(財務省主計局・理財局)による。

厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程

(平成13年3月13日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定)

(平成16年3月30日改正)

(平成17年7月6日改正)

(平成21年12月16日改正)

厚生労働省独立行政法人評価委員会令(平成12年政令第321号)第9条の規定に基づき、厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程を次のように定める。

(会議)

第1条 厚生労働省の独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

3 前項の議事に関係のある臨時委員及び専門委員の範囲は、委員長の決するところによる。

4 委員長は、議長として委員会の議事を整理する。

(委員会の部会の設置)

第2条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って部会を設置することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、2以上の部会を合同して調査審議させることができる。

(部会の議決)

第3条 委員会が定めるところにより、部会の議決を委員会の議決とすることができる。

(議決権の特例)

第3条の2 委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員のうち、審議の対象となる独立行政法人の事務及び事業について利害関係を有する者は、当該独立行政法人に係る評価について議決権を有しないものとする。

(会議の公開)

第4条 委員会は、原則として公開とする。ただし、委員長は、公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、委員会に諮って全部又は一部を非公開とすることができる。

2 委員会の会議の公開の手續その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、別に委員長が委員会に諮って定める。

(議事録)

第5条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする

る。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- 三 議事となった事項

- 2 議事録は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(準用規定)

第6条 第1条、第3条の2、第4条及び第5条の規定は、部会に準用する。  
この場合において、第1条、第4条及び第5条中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1条及び第3条の2中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と、「議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「当該部会に属する臨時委員及び専門委員であって議事に関係のある者」と、第4条第1項中「委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ委員長又は部会長が定める。

## 厚生労働省独立行政法人評価委員会の会議の公開に関する規程

(平成21年12月16日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定)

厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程(以下「運営規程」という。)第4条第2項の規定に基づき、厚生労働省独立行政法人評価委員会の会議の公開に関する規程を次のように定める。

## (会議の傍聴)

- 第1条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、厚生労働省政策統括官付政策評価官室の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けた者(次項において「登録傍聴人」という。)は、委員長が許可した場合を除き、会議を撮影し、録画し、又は録音してはならない。
- 3 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

## (会議資料の公開)

- 第2条 委員会の会議において配付した資料は原則公開とする。ただし、次に掲げるものについては、非公開とする。
- 一 独立行政法人の退職役員の退職金見込み額その他の個人情報
  - 二 独立行政法人が譲渡し、又は担保に供しようとする主務省令で定める重要な財産
  - 三 公開することにより、当該情報に係る個人又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - 四 運営規程第4条第1項ただし書の規定により会議を非公開とすることとされた案件に係るもの
  - 五 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認め、委員会に諮って了承を得たもの

## (準用規定)

- 第3条 第1条及び第2条の規定は、部会に準用する。この場合において、第1条及び第2条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

## (雑則)

- 第4条 この規程に定めるもののほか、委員会又は部会の公開に必要な事項は、それぞれ委員長又は部会長が定める。

独評発第 0125010 号

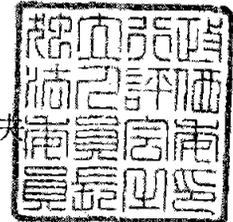
平成 22 年 1 月 25 日

独立行政法人国立病院機構

理事長 矢崎 義雄 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員長 井原 哲夫



平成 21 年度以降の事業年度における業務の実績評価について（要請等）

独立行政法人に対する国民からの視線は依然として厳しいものがあり、当委員会においては、そうした国民目線に立った評価を行うことが求められています。

独立行政法人評価委員会総会（第 24 回。平成 21 年 12 月 16 日開催）での厚生労働大臣からの御要請も踏まえ、当委員会においては、当委員会における評価が独立行政法人に対する国民からの信頼回復につながることを目指し、別添にまとめた事項についてより厳正な評価をすることとしておりますので、御了知願います。

また、当委員会が、より適切に評価を実施できるよう、下記の対応をしていただくようお願いいたします。

#### 記

- 1 年度計画等において、業務の達成状況を客観的に評価できる数値目標（特にアウトカム指標）を積極的に設定すること
- 2 自己評価欄の記述に当たっては、目標と実績を比較し、そのような達成状況となった要因の分析・検証、達成状況についての法人としての評価、そのような評価をする理由並びに法人の取組の結果が国民生活及び社会経済に与える影響について、できる限り詳細に記述すること。特に、目標を数値化できなかった項目については、特に充実した記述を行うこと

(別 添)

独立行政法人に対する国民からの信頼回復につなげるため、厚生労働省独立行政法人評価委員会がより厳正に評価を行う事項について

- 一 組織のスリム化・適正化に向けた取組（給与水準の適正化、各種手当等の見直し、国家公務員の再就職者が就いているポストの見直し（役員の公募を含む）等）が適切になされているか
- 二 事業費（IT調達、広報・イベント経費等）における冗費の点検・削減が適切になされているか。契約は適切に締結されているか（契約監視委員会の点検・見直しが進んでいるか）
- 三 事務・事業の見直し（国民からの苦情・指摘への対応、積極的な情報開示、改善に取り組む職員の人事評価等）が適切になされているか

厳正に評価を行う事項を評価するための評価の視点事務局案

	委員長通知の別添	評価の視点事務局案
一	組織のスリム化・適正化に向けた取組（給与水準の適正化、各種手当等の見直し、国家公務員の再就職者が就いているポストの見直し（役員の公募を含む）等）が適切になされているか	① 給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数 100 を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか）。 ② 総人件費改革は進んでいるか。 ③ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 ④ 法定外福利費の支出は、適切であるか。 ⑤ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成 21 年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 ⑥ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。
二	事業費（IT調達、広報・イベント経費等）における冗費の点検・削減が適切になされているか。契約は適切に締結されているか（契約監視委員会の点検・見直しが進んでいるか）	① 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。 ② 契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。 ③ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。
三	事務・事業の見直し（国民からの苦情・指摘への対応、積極的な情報開示、改善に取り組む職員の人事評価等）が適切になされているか	① 業務改善の取組を適切に講じているか。 ※ 業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等 ② 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 ③ 関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。 ※ 独立行政法人会計基準上の関連公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等

※ 既に同様の評価の視点が設定されている場合には、上記評価の視点を省略して差し支えないこととする。